

第五十一回国会 外務委員会 議 録 第 五 号

昭和四十一年三月十八日(金曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 高瀬 傳君

理事 安藤 覺君

理事 永田 亮一君

理事 毛利 松平君

理事 穂積 七郎君

理事 内海 安吉君

理事 濱野 清吾君

理事 石野 久男君

理事 田原 春次君

理事 松本 七郎君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

防衛庁参事官 島田 豊君

外務政務次官 正示啓次郎君

外務事務官 高野 藤吉君

外務事務官 (大臣官房長) 小川平四郎君

外務事務官 (アジア局長) 安川 壯君

外務事務官 (北米局長) 廣田 積君

外務事務官 (中南米・移住局長) 北原 秀雄君

外務事務官 (歐亞局長) 力石健次郎君

外務事務官 (中近東・アフリカ局長) 藤崎 萬里君

外務事務官 (条約局長) 星 文七君

外務事務官 (國際連合局長) 星 文七君

委員外の出席者

文部事務官 蒲生 芳郎君

(調査局長) 若松 栄一君

厚生技官 山本 重信君

(医務局長) 上田 弘之君

中小企業庁長官 竹内 直一君

郵政事務官 太田 新生君

(電波監理局長) 横尾 正之君

總理府事務官 高橋 淑郎君

(經濟企画庁参事官) 佐柳 武君

合計画局参事官 廣岡 謙二君

外務事務官 (中南米・移住局長) 丸山 幸一君

外務事務官 (農林事務官) 増田 甚平君

農林事務官 横尾 正之君

(農政局長) 高橋 淑郎君

通商産業事務官 佐柳 武君

(貿易振興局長) 廣岡 謙二君

労働事務官 丸山 幸一君

(職業安定局長) 増田 甚平君

労働事務官 佐柳 武君

(職業安定局長) 廣岡 謙二君

参事官 丸山 幸一君

(海外移住事業) 増田 甚平君

参事官 佐柳 武君

(海外移住事業) 廣岡 謙二君

参事官 丸山 幸一君

(海外移住事業) 増田 甚平君

参事官 佐柳 武君

(海外移住事業) 廣岡 謙二君

参事官 丸山 幸一君

(海外移住事業) 増田 甚平君

参事官 佐柳 武君

(海外移住事業) 廣岡 謙二君

本孫一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員増田甲子七君辞任につき、その補欠として

早川崇君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員早川崇君辞任につき、その補欠として増田

甲子七君が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員川上貫一君辞任につき、その補欠として林

百郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十八日

委員松平忠久君辞任につき、その補欠として石

野久男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員石野久男君辞任につき、その補欠として田

原春次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田原春次君辞任につき、その補欠として松

平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日

航空業務に関する日本国政府とソヴィエト社会

主義共和国連邦政府との間の協定の締結につい

て承認を求めるの件(条約第三号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

國際連邦國家建設に関する陳情書(静岡縣盤田

郡浅羽町浅岡磯部信一)(第二一二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内

閣提出第八九号)

國際情勢に関する件(核拡散防止問題等)

○高瀬委員長 これより會議を開きます。

國際情勢に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

岡良一君。

○岡委員 この間私は下田次官の御発言に關連を

いたしましたして、核軍縮あるいはまた核拡散防止条

約等、現在世論の注目の的になっておる問題につ

いての政府の統一見解の御提出を要求いたしまし

た。ところが、私どもがいただいたものは單なる

資料であつて、資料では、読む者のいわば主觀的

な判断によつて左右されるので、この際あらため

て政府の統一見解を要望いたします。

○椎名國務大臣 下田発言は、要旨は、二つの部

分から成つております。第一は、核拡散防止の問

題は、これはその必要性を認めておる。認めてお

るけれども、ただ核所有国は現状のままで、そし

てこれから開発しようとするものを抑える、非核

所有国に対する制約だけをうたうというふうな趣

旨ではどうも適當でない。やはり核所有国もみづ

から自制して、だんだんはこれを全廢するとい

う方向に姿勢をとるといふことではないと説得力が

弱い。そしてみづからも自制し、それから非核所

有国に対しても、今度開發なりその所有というも

のに近づかばからずといふことを言うなら、それ

は説得力があると思う。だからして核拡散防止の問

題に關しては、そういう構想でいくべきものであ

るといふことを言つておるのが一つと、それから

もう一つ、核のかさの問題、日本が核のかさに入

るといふようなことは考へておらぬと、こういう

ことを言つたさうであります。問題は核のかさ

のほうにあるさうであります。核拡散防止の問題に

ついては、下田発言の趣旨はきわめて明確でござ

いますから、これに対しては世間の批判というものはほとんどない。問題は核のかさの問題であります。ところが、核のかさというものは、これはいわば俗語みたいなもので、正確な内容を持っているものではない。それで、下田次官としては、米国の新しい核の基地を許すとか、あるいは核の持ち込みを許すとか、あるいはまた北大西洋条約加盟国の間で議論されておる多角的核戦力体制をアジアにおいてもつくる、こういうようなことを核のかさに入るといふのであるとすれば、いう前提をちよつと落としたものだから、それとちよつと不明確なところができてきたわけですね。それで、下田君の言うのは、現状の米国の核抑止力というものの日本の安全保障が依存しておるといふ関係を言うのであれば、それは核のかさにもうすで入っておる。しかしながら、そうじゃなくて、多角的核戦力体制というものをつくって、そうしてその中に加盟するとか、あるいは核基地を許すとか、新しく核持ち込みを許すとかいうことが核のかさに入るといふことでは、そういう必要はないし、そういうことは考えておらぬ、そういう趣旨のことを言ったのであります。これはもう平生われわれと話し合つて、十分に一致点を見出しておる問題でございます。別にいままら統一する必要もない。見解の相違というものは一つもなかった。ただ見解の発表のやり方が少し不明確であつたものだから、それで誤解を生じたのであつて、統一見解を出す必要はない。ただ明瞭にしておこうというので、先般こういう趣旨を予算委員会において明瞭にしておいた次第でございます。さう御了承願ひます。

○岡委員 私は、下田次官の御発言にはプラスの面もあり、また誤解を招きやすいマイナスの面もあると思う。したがつて、政府としての統一見解を私は求めた。ところがいまの外務大臣の御発言は、単に下田発言に関する政府の補足説明にすぎない。これでは政府の統一見解ではないではありませんか。統一見解というものを持っておらないのではありませんか。

○椎名国務大臣 初めから乱れていないのですから、これは統一見解といへば統一見解、でありますから、拡散防止の問題については政府の見解はすべて一致しております。

核のかさの問題については、かさといふことばを使うと非常に不明確になります。もしもそういうことを言うのなら、いまの日米安保体制というのは核の抑止力というものを取り入れておる。しかし、それ以外に新しく持ち込みであるとか、核基地を許すとか、あるいはアジアにおいて多角的核戦力体制をつくるというようなことは、その必要は認めない、こういうことでございます。

○岡委員 私は、核のかさなどという、いわば軍事評論家の文学的な表現なんかについてとやこう言おうと思つてゐるのじゃないのです。また、多角的核戦力体制をアメリカに与えるとか与えないといふことを聞いているのじゃない。もつと基本的な、今日世論の注目の的になつておる核拡散防止条約、しかもその逐条審議にさへ入らうといふ。しかも政府のほうでは、われわれには核保有の能力があるが核保有をしない、道義的な力をもつて云々といふようなことさへ言つておるならば、政府のほうに独自の方針がなければならぬ。それが何もないじゃありませんか。もともと政府のこの核問題に対する対策というものは全く首尾一貫しておらない。たとえば一九五四年三月のあのビキニ事件のとき、私自身外務委員会において外務大臣に御質問申し上げたときに、アメリカの水爆実験に協力をするのは日本としても当然であるといふ趣旨のお答えさへしておる。そうかと思へば、イギリスが南太平洋で水爆実験をやるといへば、今度はわざわざ政府が特使を派遣をしてその中止方を要請しておる。国会では三回も水爆実験の禁止に関する決議もやつておる。ところが政府は、国連に加盟をした最初の総会のときにどんな提案をしておるか。核実験は国連に登録をしようといふ提案を、ノルウェーなどと一緒共同決議案で出しておる。これは明らかに、国会は核実験を停止しろといつておるのに、核実験の存続を認め、ただ単にそれを国連に登録しよう、こういうふうに政府の核問題に対する対策には首尾一貫性がない。したがつて、いま国際世論がこのように、おそろくかつてないまでに盛り上がった、さうして核軍縮問題、あるいは核拡散問題が、ジュネーブの軍縮委員会において真剣に取り上げられておるときに、唯一の被爆国たる日本として、独自の統一政策といふものを、確固たる方針といふものを私は打ち出すべきだと思ふ。この考え方が要求されておる。いまの外務大臣の御答弁は、何ら政府の統一見解たるに足らないと私は思ふ。

○椎名国務大臣 下田発言に関連してと、こうおっしゃるものでございますから、発言はいろいろやつておりますけれども、この間の核拡散防止の問題、あるいは核のかさ云々の問題だと私は思つたものでありますから、そのことを申し上げたのであります。核問題については、今後は軍縮審議の考え方は確定しております。すなわち、核兵器拡散防止の問題については、今後の軍縮審議における最も重要課題の一つと考えられるのであります。この問題は先ほど申し上げたように、単に核兵器の譲渡の問題あるいは取得の問題といふものを目的とする協定を締結することによつて簡単に解決し得るものとは考えない。その核拡散防止の趣旨には日本としては賛成であります。核所有国も核軍縮に対する明確な姿勢を示すべきである、そして核非保有国の安全保障についても十分な措置がとられ、しかる後に核拡散防止条約といふものが全体から支持されるというのでなければ、この問題は片づかないであらう、こういう考え方を持っております。これが政府の考え方であり、ただ条約の形としてどういふ条項にまとめるといふことについては、これはまたそれ以上細目に入る問題でありますから、情勢いかによつていろいろ検討すべき問題が出てくると思ひますけれども、大体の根本の姿勢としては、以上申し上げるとおりであります。

それから、核軍縮問題についての政府の考え方がありますが、被爆国としての体験を持つておるわが国としては、核軍縮の実現を衷心から希望しておる。ただし、核軍縮実施の第一義的な責任は、やはり核保有国にあるのであつて、核保有国の自覚並びに決断を強く要望しなければならぬ。それから、核軍縮措置の実施は、何と申しましたも有効な国際管理のもとに行なわれなければならない。そしてまた通常兵器の軍縮措置とも関連いたしまして、逐次全面軍縮の方向に進む。その一環としての核軍縮でなければならぬ。かように考えております。

○岡委員 どうやら、政府の統一見解らしきものがほの見えたやうであるが、どうも外務大臣の発言は聞き取りにくいので、また私が要求いたしましたら、国連局長が御隣におられるから、通訳をしていただきたいと思います。

それから、いまの御発言は、ぜひひとつプリンでいただきたいと思います。プリントでいただかないと、私は重要な質問ができません。ただ私が判じ取つた限りにおいて、まず核拡散防止協定については二つの条件がある。一つは、核保有国自体が一義的に核軍縮等において誠意を示すといふことが条件である。第二は、この条約に加盟する国の安全保障というものが責任ある形において保障されなければならない。それでは、私も、核拡散防止協定に関しては、やはり中国の加盟といふことが重要な要素ではないかと思ふが、ただいまの御説明にはそれがありません。一体核拡散防止と中国の加盟という問題については、外務大臣はいかがお考えでございませうか。

○椎名国務大臣 もちろんこれは中国の加盟が必要であると考えます。

○岡委員 そのことはあとでお尋ねをいたしますが、それではいまおっしゃられた核拡散防止協定の条件として、核保有国の核軍縮が伴うべきである。同時にまた、核非保有国の安全保障が、この核拡散防止協定の中において、何らかの方法においてしっかりと保障されなければならない、これが条件でございませう。したがつて、これが落ちれば核拡散防止協定には賛成ではあるが加入し得ない

い、こういう政府の方針でございませうか。

○推名国務大臣 非所有国の安全保障ということばは少し広過ぎるのではないか。やはり核兵器に對する限り、核攻撃に對する安全保障、そういうふうな解釈しない、少し広過ぎると思ひます。

それからこれを条件にしないと、加入するかしんないかという問題については、必ずしも私はそういうことばかりとははつきり言えないと思ひます。その一つの條約に全部盛り込んでいなければならぬ、すなわち條件としてこれを主張するの、あるいはまたこれと関連する一つの何らかの協定なり申し合はせたり、そういうことを一つ加えて、そしてこの核拡散防止條約は條約としてこれをまとめていくべきかというようなことは、その情勢いかんによるのであつて、必ずしも條約の條件として、これを主張するかしんないかという点については、確約はいまからできないと私は考へております。

○岡委員 昨年の國連の第一委員會における中立八カ國の決議案、これは總會においても九十三票の賛成、反対票、棄権票と出た。この五原則の中には、明確に十八カ國軍縮委員會は核保有國の核軍縮という問題をつたつておるではありませうか。それからまた安全保障の問題についても、松井國連代表は、昨年の十月二十二日の政治委員會において、核兵器拡散防止條約には非核保有國が個別的あるいは集團的に、核攻撃あるいはその脅威の保障としての、必要と考へる防衛取きめを結ぶことを妨げないという趣旨の規定が含まれるか、その旨が明確に了解されることが必要である、こう申しておる。してみれば核拡散防止協定に日本が参加する、これは明らかにその場合における日本の安全保障というものが何らかの形において保障されなければならないという、條件でございませうか。

○推名国務大臣 條件と申しますと、核拡散防止條約の中に明確に一つの項目があるというようなことになるのでありますが、私は必ずしもその條約加入の條件とすべきか、あるいは他の事柄に

よつて大体をういったようなことが保障されるという見通しがあればそれで満足すべきか、これらの問題については、具體的にこの核拡散防止を中心とする國際會議の進行の状況によつて判断すべきものではないかと私は考へるのであります。

○岡委員 具體的に申せば、日米安保條約がある限り、日本は核保障あるいは核の脅威ない攻撃から日本の安全が保障されておる。したがつて、核拡散防止協定の中に、必ずしもこの非核保有國の安全保障が條約の成文において明文化されなくてもよろしい、こういう御意見でございませうか。そのように私は理解をいたします。

○推名国務大臣 これは日本の場合どうということよりも、つまり國際社會の一員として核拡散防止條約というものをまとめ上げるためには、日本としての意見をちゃんと持つべきである、こう考へて、その國際會議というものに臨むべきものである、こう考へます。日本に關する限りにおいては、日米條約があるから、その問題はもう全然必要ない、日本に關する限りは必要ないから、したがつて、この問題については、もうよいことと言ひたいというやうな態度はとるべきじゃないと思ひます。やはりこれは全体の一員として言うべきことは言うという態度でもつて臨むべきものである、こう考へます。

○岡委員 そうすると、國連の政治委員會における松井代表の發言、いわゆる核非保有國の個別的あるいは集團的な安全保障の取きめという問題は、これはきわめてよく然としたものであるが、とにかくそういうものがなければならぬという主張をする御意思でございませう。そういうしますと、現實當面の問題として、日米安保條約というものは、すでにその範疇に属するものである、こう考へていいのじやございませうか、先ほどの核のかさの御説明から類推いたします。

○推名国務大臣 まあ、そう考へてよろしいのではないかと思います。

○岡委員 そうすると、日本の平和と安全というものは、つまり結論として言へば、アメリカの巨

大な核報復力に依存しておるとどう政府は申されるのであります。それはもう論議をまたないところであると思ひます。

○推名国務大臣 それはもう論議をまたないところであると思ひます。

○岡委員 防衛局長おられますか。——現在アメリカは一体核兵器はどの程度の蓄積をいたしておりますか。

○島田(農)政府委員 アメリカの核兵器の保有状況でございませうが、これはもちろん高度の秘密事項でございませうので、われわれとしては明確なことは承知しておりませうけれども、いろいろな諸資料から推定いたしますと、核兵器として數萬発、TNT火薬に換算して約九百億トンといわれております。その中で戦略兵器として考へられておりますものは、ICBMにつきましては、タイタロンが五十四基、ミニットマンが八百基、それからポラリスミサイルが、現在三十四隻就役しておるといわれておりますので、基數にいたしますと五百四十四基程度、戰略の爆撃機といしましては、B52を中心としたしまして約九百三十機程度を保有しておるといふことでございませう。

○岡委員 いまの防衛局長の御説明によると約九百億トン、まあ人類一人当たり配給すると、大体一人が三十トン程度の爆弾を配給されるということになる。おそらく全人類が何回でも繰り返し絶滅をされるやうな、まことにおそろべき巨大な報復力をアメリカは持つておる。そうして大臣は、この巨大な報復力に日本の平和と安全は依存するのである、こうおっしゃいます。憲法は一体、前文でどう言つておられますか。憲法はその前文でどう言つておるではありませうか。「日本國民は、恒久の平和を企圖し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。ところが、いま政府の言われるところにすれば、諸國民の公正と信義ではない。大國の相互不信に陥した、人類を何度でも繰り返し絶滅できるやうな巨大な破壊力にわが國の安全と生存を依

存しよう。一体これではまことに憲法の精神に私は違反するものだと思うが、大臣の見解を伺いた

い。

○推名国務大臣 日本の憲法の理想はまことに崇高なものであると思ひます。しかし、日本の憲法においても、自衛力をまで否定しておらない。外部の侵略に對してみずから守る權利というものを否定しておらないのであります。この自衛の權利を、あくまでこれを實際的な、実効のあるものにするといふことにわれわれは目をおいて、そういう問題から離れて、そして國家の安全をただ祈るといふやうな態度ではいかぬのでありまして、何といつても實際の現実といふものに目をおうことはできない。それに対する自衛の權利といふものは十分に確固たるものにしておきたい、こういうことを考へております。

○岡委員 大臣は、いま私が読み上げた憲法の前文は理想である、しかし現實に即して、日本の自衛といふものも考へていかなければならぬ、こうおっしゃいます。私は何れも第九條の解釋をめぐつて堂々めぐりをしようとは思ひませんが、大臣の言われたことは、憲法にうたわれていることは理想である、しかし、現實はそれを許さない、そこで日本の安全と生存を保持するためには、その巨大なアメリカの核報復力に、憲法の精神に違反しても依存せざるを得ない、これが政府の見解であります。

○推名国務大臣 そうじやありません。憲法も自衛といふことについてはこれを許しておる。つまり自分の安全を確保するといふ点は憲法においても許されたところでありませうから、その点が、日米安保條約に見るやうになつてゐるわけでありませう。

○岡委員 問題は、日米安保條約を通じて日本の安全を維持されようとしておるといふことが、ことばをかえていへば、アメリカの巨大な核報復力に日本の平和と安全を依存するといふことになるじやありませんか。

○推名国務大臣 巨大であるかないかはいろいろ

ななにがありましようが、とにかく日本は絶対に集団安全保障条約によって国の安全を守り得るものでありますから、その守り得る力というものが弱いよりも、やはり強いほうがいい。これは決して憲法の精神に違反しておるものではありません。

○岡委員 他国の公正と信義に信頼すると言いつつ、相互の不信に発したこの巨大な——巨大であるかないかわからぬというが、九百億トンということになるかどうなるか。あなた自身が背中に三十トンの爆弾を背負っているのですよ。こういう相互不信に発した巨大な破壊力に日本の平和と生存を依存しておるといふことになれば、明らかに憲法違反ではありませんか。

○椎名国務大臣 憲法違反ではございません。しかも、これは侵略的なものでなくて、外部の侵略を排除する、いわゆる自衛のための報復力であるのでありますから、それが弱いよりも強いほうがいいと私は考えます。

○岡委員 大臣は非常に現状のいわば世界の力関係の現実即して発言をしておられるから、一応政府の立場としては私は了としまししょう。しかし、それでは、万一核戦争が起こったらどういふ被害の状態になりますか。これについては、アメリカ等においてはいろいろ両院の公聴会等を通じて検討されておる。国連局長、御存じであるなら伺いたい。

○椎名国務大臣 核戦争がどういふ場合にどういふふうになるか、これはおそらく千変万化するものであらうと思つておられます。少なくともいまのアメリカの核戦力は、戦争抑止力であるとわれわれは信ずるのでございまして、核戦争は一体どうなるかというふうなことにつきましては、私は、はなはだおあいにくでございしますが、あまり研究したことはございません。

○岡委員 核報復力というものは、攻撃をする意思があるという、そこに報復力というものの意味があるじゃないですか。それが正式な報復をする意思のない抑止力であるならば、そういうものは全面的にいつでも取り払えるが、キューバの事

態をこらんなさい。一触即発、攻撃する意思がある。そこに戦争の抑止力として働いたのじゃありませんか。それでありますから、アメリカにおいてもやはり思い切つて、万一の場合に備えていろいろ損害の評価をやつておる。また先制攻撃を有利にするためには、ずいぶん多額の金をつぎ込んで迎撃ミサイルの開発をやつておるじゃありませんか。ところが、一体核戦争が起こつたらどんな被害があるかわからないと言われる。ここにちゃんと資料がある。これはマクナマラ米国防長官が一月二十五日の下院軍備委員会第二小委員会で言つた証言といわれておるが、米国防長官は「一九七〇年代にソ連が全ミサイル部隊をもつて米国の戦略部隊を攻撃しても、米部隊の非常に大きい部分は生き残り、これらの部隊の五分の一だけでもソ連の都市に攻撃を加えれば、ソ連人口の三分の一、産業能力の半分以上を破壊できる。攻撃部隊を倍加すれば、ソ連の被害はさらに三分の一弱まで増加する」と、一方アメリカの場合、「七〇年にソ連が第一撃を米本土に加えて核戦争が始まれば、米国の死者は一億三千万人から一億三千五百万人にのぼる。現在、米国防画中の損害限定計画」これは十年間で六百八億ドルをつぎ込もうとしておる計画であるが、「七五年には七千五百万人から一億人に減らすことができるが、それでも米国民の死者を五千万人台以下に減らす希望はほとんどない」と、これは国防担当の責任者であるマクナマラ長官の証言です。国会における証言なんですから、この証言の中には、すでに核戦争を用意した配慮というものが十分に現れてはありませんか。こういうばく大な六百億ドルをこえるいわゆる損害限定計画をやつてみたり、とにかく核戦争というものを前提とした核開発をやつておるのが事実です。おそらくソ連もやつておるでしょう。

したがって、核抑止力という全く制約的なもので、報復の意図がないものであるというふうな考え方は、根本的に間違つておる。私は報復の意図があると思う。そこに抑止の働きが初めて出てくるわけなんです。であるから、こういう大きな破壊力に日本の平和と安全というものを依存することは憲法の精神に違反するんじゃないか、こうお聞きしておる。そうではありませんか。

○椎名国務大臣 非常に巨大な破壊力をお互いに開発しなければならなかつたというところに、まさに現実の世界の悲しさがあるものであります。その破壊力に対して、もし攻撃があれば、これを排除するためにどれくらい力を発揮することとができるかというところを知らずに、ただ一生懸命開発するといふ、そういう無定見な計画は私はないと思う。これくらいになればどれくらい破壊力があるか、どういふ攻撃に対してはどれくらい防御力があるかというところを、絶えずはかりながらお互いに核の開発をやつてきたのが現状であると思つておられます。これが、つまり何もないうところにこつちからしかけるのではなくて、もし攻撃を受ければ、これだけの報復力がある、こういうことを言うことが、すなわちそれが抑止力になると私は考えます。そういう現状の世界に日本が位しておる以上は、やはり集団安全保障条約の締結によって自分の国の安全を守る以外にはない。こういう世の中であればあるほど、これに対する一定の考えなり、かまへなり、そういうものをしなければならぬ、こう思つておられます。これは憲法に決して違背するものではないと私は思います。

○岡委員 まあ一口に申せば、万一にも全面的な核戦争が起これば、これは共倒れの戦争になる、勝者のない戦争になる、廃墟になる。しかしながら、大臣の説明によると、行きがかり上、現実にはそういう方向に動いておるの、これはいたし方がない。したがって、日本としてもそのいづれか一方の側の核報復力に依存しなければならぬ。これは日本が自衛を認められておる以上は当然なことであつて、憲法違反ではない、一応そういう論理になつておるわけなんです。核報復力が抑止力の形にないまま暫定的な平和の均衡というものが行なわれておる。それは具体的に言えば、きわめて暫定的なものである。現実にはとにかく

倒的な核攻撃による大量破壊力、この攻撃兵器は相手の先制攻撃にも不死身としておるミニットマンのように高い破壊力を持ち、しかもその核攻撃に対して防御の方法がない。こうした核報復力が相互抑制の形で暫定的な安定をもたらしておる。これがいわゆるダレス流の平和の哲学といふか、力の均衡による平和維持といふフィロソフィになつておる。しかしこのフィロソフィの根拠である力の均衡といふものは、きわめて不安定だ。今日のような科学技術の発展の著しい時期において、もしいづれか一方で迎撃ミサイルが開発されたら一体どうなるか。均衡は瞬間に破壊されてしまふ。しかもこの迎撃ミサイルの開発のためにはアメリカはすでに二十億ドル、今後百億ドルの巨大な資金をつぎ込んでこの開発に努力をしておる。おそらくソ連でも同様な措置をとつておる。おそろしく連つても同様な措置をとつておる。だろうと思ふ。いづれか一方がもし迎撃ミサイルの開発に成功し、実用化に成功したならば、もはや力の均衡による平和の維持という、古いダレスの平和哲学といふものはくずれてしまふ。こういう暫定的な力の均衡に日本の平和と安全というものが依存しておる。ここに私は問題があると思ふ。政府はこの現実を見て、一体どう考えておられるか。

○椎名国務大臣 そういふ果てしない破壊力の開発というところに反省が起つて、すなわち平和共存という新しい観念が生れたのであると私は考えます。でありますから、この平和共存の大国間の考え方が、だんだん世界の平和の新しい一つの原理として、これからいろいろの問題について積極的な建設的な考え方が出てくることは、まことにけつこうだと思つておられますが、一方においては、必ずしもそうでない現象もあらわれてきておることはまことに遺憾であります。とにかく日本といつたしましては、現実には観念や憲法だけが残つて国が滅びてしまつたのでは何にもならないので、やはりわれわれとしては、その現実に対処して、そして日本の安全をはかつていく以外にはない、こう考えております。

○岡委員 核戦争が起これば、これは共倒れの戦争になる、勝者のない戦争になる、廃墟になる。しかしながら、大臣の説明によると、行きがかり上、現実にはそういう方向に動いておるの、これはいたし方がない。したがって、日本としてもそのいづれか一方の側の核報復力に依存しなければならぬ。これは日本が自衛を認められておる以上は当然なことであつて、憲法違反ではない、一応そういう論理になつておるわけなんです。核報復力が抑止力の形にないまま暫定的な平和の均衡というものが行なわれておる。それは具体的に言えば、きわめて暫定的なものである。現実にはとにかく

○岡委員 私はさっきからそこを問題にしておるわけです。

防衛局長にお尋ねをするが、部分的核停協定は、なるほど米ソ間における平和共存への大きな前進ではある。しかし、地下核実験がなされておるが、その後地下核実験は米ソにおいてどの程度に行なわれておるか、またその地下核実験における実験規模はどのようになり、いかに向上し、どの程度の規模の核兵器の実験も可能となつておるか、これらの点について、あなたの方の資料があったら御報告を願いたい。

○島田(豊)政府委員 ただいまの御質問の点につきましては、私も資料を持ち合わせておりません。

○岡委員 それではこの資料が手に入るものなら、われわれの重要な参考でありますからできるだけ提出を願いたい。

ただし、新聞の伝えるところでは、アメリカは公表されたものでも七十回、またソ連は探知されたものでも五回以上というふうな数字が出ておる。おそらくそれは最低の数字だと思ひます。こういうわけで、この部分的核停ができて、やはり地下においては新しい核兵器の開発が進められておるといふ現状なんです。そのような悪循環を一体どうして断ち切るか、これが今日世界の人類に与えられた大きな使命でなければならぬ。特に唯一の被爆国である日本にとっては当然な権利ともいえる、崇高な義務ともいえる。ところが、これを安易に現実と置いて、しかもその現実というものは、万一戦いが起これば廃墟にならなければならぬ、こういう核戦争、核報復力に依存する、そういう人命を守る、これでは私は政府の対策、方針というものは、基本的に大きな内部矛盾を持つておるんじゃないか。唯一の核被爆国であれば、いわゆる核報復力、これをかえていえば核抑止力、これらはもう紙一重なんです。こういう日本が長崎や広島の大きな犠牲を払つたこの核兵器、これを日本の平和の守り神として神の座につけておる。こういう矛盾した政策、方

針、態度というものが、一体、政府としての国民に納得の与え得る姿勢であるかどうか、ここが私は問題にしたいところだ。それが正しい方法だと外務大臣は言われるのですか。

○椎名国務大臣 核兵器のおかげで日本が万一年も繁盛しておりますというふうな、朝晩お灯明をあけて拝むというふうな気持ちでは私はないと思う。ただ外部の圧力があつた場合にこれを排撃するといふ、いわば番犬——と言つちや少し言い過ぎかもしれないけれども、そういうふうなものである。まして、日本の生きる道はおのずから崇高なものがあつて、そしてみずからは核開発をしない。そして日本の政治の目標としては、人類の良識に訴えて共存共栄の道を歩むという姿勢でございます。ただ、たまたま不量見の者があつて、危害を加えるという場合にはこれを排撃する、こういうための番犬と言つてもいいかもしれません、番犬様といふことのほうが。そういう性質のものであつて、何もそれを日本の国民の一つの目標として朝夕拝んで暮らすというふうな、そんな不量見なことは考えておらないのであります。

○岡委員 しかし大臣の先ほど言われたことは、核兵器を神の座につけると言つたのに對しあなたは灯明と言われたが、核兵器に日本の安全を依存せざるを得ないといふことを認められておる。したがつて、依存しておる、こういうことだけは間違ひはないのでしよう。

○椎名国務大臣 遺憾ながら現実の世界においては依存せざるを得ない、こういうことであります。

○岡委員 そこで私は、さつきもし核兵器の戦争が起つたらどうなるかといふことを申し上げた。むしろ現実はそのにあると思う。大体核兵器のいわば報復力に依存する、巨大な報復力を双方が持つ、しかし報復力というものは、報復する意思を伴うものであり、抑止力であると言つたつて、科学の発展とともに、いつそれがくずれるかわからない。迎撃ミサイルがもし開発されたら、もうすでにその瞬間にこわされてしまふ。こういう

不安定なものに日本の平和と安全を依存をする、これが長崎やビキニやあるいは広島でもう身近に切実な犠牲を払つておる日本のあり方として正しいかといふことを私は申し上げておる。ところが大臣は、これはいたし方のないことだ、こう言われる。

そこで、それでは私ははつきり申し上げておきますが、それは日本のとるべき態度ではない。もう今日の段階になったら、やはり日本は、唯一の被爆国としてのとうとい義務なり責任感の上に立て、科学の進歩といふいわば人間の英知の力で、人間の生命や文化を破壊しようといふ今日のこの矛盾をいかにして克服するかといふものと次元の高い立場に立つて、日本は独自の平和政策を進めなければならぬと思ふ。しかしこの問題はあなたと幾ら話をしたつて、これは果てしのないところだけれども……。

防衛局長にお尋ねいたします。中国がもうすでに二回核開発をいたしました。その核開発の実情、また今後の見通しはどういうふうに見ておられますか。

○島田(豊)政府委員 先生の御指摘のように、過去二回中共は核実験をいたしております。その状況からいまして、技術的にも能力的にもかなり高い評価をされておるわけでございます。第一回が三十九年の十月、第二回が昨年の五月でございます。もう第三回の実験を実施できる能力は十分に持つておるといふふうに考えられております。しかもその基剤といたしましてウラン二三五を使うこともできますし、プルトニウム二三九を使うことも可能であらうと考えられておりますが、ただこれが実際に核装備として、核兵器として整備されるというまでは、なおやはり相当な実験改良を重ねなければならぬといふふうに見られておるわけでございます。近い将来におきましては爆撃機に搭載するところの核爆弾あるいはMRBMに搭載するところの核弾頭を開発するといふことがいつの時点においてそういうMR

B Mの展開が可能であるかといふことにつきましては、私も的確な資料を持ち合わせておりません。ただ、昨年十二月十五日でございましたが、NATOの理事会におけるマクナマラ国防長官の報告その他各種の資料を総合いたしますと、MRBMという中距離弾道弾の展開というものが、二、三年後には可能になるのではなからうかといふふうに見えておるわけでございます。

○岡委員 われわれはこの中国の核能力を別に過大に神経質的に評価する必要はちつともないと思ふ。といつて何しろ一衣帯水の中国のことでありますから、その国防力、いま御説明の核能力というものはやはり正確に評価しておかなければならぬ。大体いまの御説明によると、これはNATOの理事会におけるマクナマラ長官の発言はここにもございまして、とにかく二、三年のうちに比較的射程距離の短いおそろく二、三百キロ程度までの核弾頭を持った中距離というよりは短距離弾道弾の実戦化にはなるかも知れぬ。六八年から九年には何れかを実戦的に装備し得る段階になり、一九七六年には数ダースを配備する。一九七〇年までにはアメリカに届くICBMの配備が始まるし、兵器用の核分裂物質は二年以内に少量の貯蔵ができ、やがてミサイル、航空機に装備するに十分な貯蔵を持つ、ミサイルの潜水艦も持つことにならうといふようないふ説明を加えておるようであります。

それで、きのうでございましたか、の予算委員会でも、この中国の核開発に対して日本は非常な脅威を感じておる、そして何か迎撃ミサイルのようなものでも考えようかといふボンチ絵的発言を防衛庁長官はしておられたようだが、こういう事態に對する防衛当局としての考え方はどういふ考え方ののですか。

○島田(豊)政府委員 松野長官も言つておられましたように、中共が現に核装備をする、しかもそれが攻撃能力を持つてくる。わが国もその圈内に十分入るといふふうなことになるますれば、わが国の防衛体制といたしましては何らかの考慮をし

なければならぬということになるだろうと思ひます。それは外交上あるいは心理的影響のみならず、現に軍事的な脅威というものも出てくるというところにつきましては、われわれとしては十分考慮しなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

これに対処する方策といたしましては、先ほど来外務大臣が繰り返してお述べになっておりますように、やはり日米安保体制のもとにおきまして、米国の核抑力というものを背景にしてこれに対処していくということでございますが、基本的にはそういうことでございますが、わが国の防衛体制といたしましては、これに対してただ米軍の抑制力に完全に依存し切るといふわけにもまいらないということも考えなければならぬわけでございまして、現実今日の段階におきまして、これに対処する防衛手段としての具体的なものというものはもちろん考えられておりませんけれども、しかしながら将来何らかのこれに対する対処手段というものにつきましては、やはり現在の段階からすでに検討をしなければならぬ、そういう段階にまで進んでおるのではないかと考えておるわけでございます。松野長官の昨日の発言も、そういう趣旨であらうと私は理解をしておるわけでございます。

○岡委員 一九六三年の十月、中共の陳毅外相がこう言っておる。これは日本人記者団との会見のときの発言であります。「原爆ミサイルがなければ、国防上十分とはいえない。」と、そうして中国は核開発に乗り出しておる。国防上安全ではないので、中国が核開発に乗り出さざるを得ないようにせしめたものは一体何なんです。だれが中国をしてそうせしめたのです。どう判断されますか、外務大臣。

○椎名国務大臣 中国は中国の考え方があらうと思ひますが、われわれから見ると、大抵平和共存の線がだんだんはつきりとしてまいっておる今日の情勢において、中国が一体何をとらえてさうな判断をしておるのか、よくわかりません。

○岡委員 いま申し上げたように、陳毅外相をして、国防上原爆ミサイルを持たなければ十分ではない、こう言わしめておる。そうすれば、中国は現実に核脅威を感じておるということなんです。それはたとえば沖縄における核基地の問題もございまして、あるいはまた第七艦隊に万一戦艦兩用機があつて、原爆投下ができるかもしれない。B52が沖縄を回つて北ベトナムを爆撃しておるという事情もある。こういう核兵器、戦略兵器なり戦術兵器をもつてするこの中国封じ込め政策が、中国の外務大臣をして、国防上原爆ミサイルを持たざるを得ないと言わしめたのはありませんか。もちろん政治的な意図、いろいろな意図もございまして。しかし軍事的に考えてみた場合、国防上脅威を感ずると陳毅外相をして言わしめたのは、このような核兵器をもつてする中国封じ込め政策というものが、中国を核開発に追いやった一番大きな直接の原因であると思ひます。外務大臣の御見解をお聞きしたい。

○椎名国務大臣 やはり自分の判断ということと自分の身に引き比べて世の中を判断する、これは一般にそういう傾向があるものであります。武力革命の理論を信奉する中共といたしましては、やはり自分もそうであれば人もそうであらう、そういうふうな考えで、いわれなき恐怖を持つてはいないか、私はそう考えます。

○岡委員 問題は、アメリカはいわゆる力の政策、パワーポリシーのエリートだ。これだけ激しくアメリカと対決をしておる中国であるから、やはり核開発をやつて、同じくパワーポリティックスの上に核開発を進めるといふことも考えられると思う。しかしまた一衣帯水の隣国においてこのような事態が起こる、アジアに核兵器の引き金がふえるというところは断じて好ましい事態ではない。とすれば、日本とすれば、政府がしばしば言うように、東西の接点であるというならば、今日のきびしい米中の対決の中において何らか独自の役割を持つべきではないか。政府はそれを全然

なまけて、そしてたまたまにアメリカの核抑止力たる大きな報復力に日本の安全を依存する、これでは米中の対決というものはますます危機化しても緩和するはずがない。この点に日本としての独自の米中の対決を緩和する道を見出すというところが日本に与えられた重要な使命ではないか。こういう問題についての政府の基本的な考えがあらうこの機会に率直にお聞かせを願ひたい。

○椎名国務大臣 身の安全もさることながら、やはり何を目標としていかに生きていくかということも大事なことであります。日本といたしましては、階級独裁制というふうなそういう国柄に同調することができない、やはり自由民主主義のたてまえで政治、経済を運営する、この基本は変えるわけにはいかない、そういうことから日本としてはただ安全を守ればそれでいいという立場に立つわけにはいかない、それが一つ。

もう一つは、今日の米中の考え方があまりに対立が先鋭化しております。へたに手を出しても、これは絶対に成功する見込みはない、こう考えております。

○岡委員 見込みがない、見込みがないとあきらめて手を出さない、そうしなければますますアジアに核兵器の引き金がふえて、そしてこのことはひいては日本の平和と安全にもかかわつてくる、こういう悪循環を断ち切るべきことが日本としての当然のつとめであると思ひます。アメリカの内部でいふところから拱手傍観をしておる。アメリカの内部でもごらんない。これは新聞報道であるが、昨年の十一月末に国際協力のためのホワイトハウス会議、ここで元ケネディ大統領の科学特別顧問をしておられたウィズナー博士が議長になつてこういう結論を出しておる。「いざすれば米國も中國も軍備の管理について話し合はなくてはならない、しかもこの討論は早く始めるほど有効である。」こういうふうな結論を出しておるわけでありまして、アメリカの良識を代表する人たちがこのような結論を出しておる。これはベトナム戦争においてもそうなんです。アメリカの国内は、国内の世論におい

ても、またアメリカの国会においても、非常に流動的であることはいまさら私が申し上げるまでもないと思ひます。こういう状態の中であつて、アメリカ国内においてさえもそうであるのに、日本は、とても米中対決が先鋭であるから手出しをする余裕がないというところで責任を回避することが許されるか。これは日本の外交としてきわめて当面重大な問題と思ひますが、あなたは対決が先鋭であるから日本は手出しをするのができない、こうあきらめて断念をしておられるのであります。

○椎名国務大臣 永久に対立が先鋭であると言ふことも、これはできないと思ひます。いざすれば対立がお互いに解けるという時代が来なければならぬはずであります。ただいままでは、へたに手出しをすべき段階ではない、こう判断します。

○岡委員 世界軍縮会議が来年開かれることになつておることは言うまでもない。しかも世界軍縮会議は中共を除いては軍縮を論じ得ないという段階にまで進んでおる、ぜひ中共を加えようといううー私は中共がたとえアメリカの一部の人が言うように侵略的であり、好戦的であるとしても、やはり一つのテーブルに着くということが何よりも好ましい大きな前進であると思ひます。ところが現状においてはなかなかその可能性がないようにも見受けられる。アメリカは世界軍縮会議の参加についても賛成をしながら、基本的な点においては保留をつけておる。中国はその後に全然参加はしないといったふうなたくなな声明を出しておる。こうあつてはいけなないのだが、世界軍縮会議に中国を参加せしめるために政府として積極的な具体的な考え方、方針というものを持っておられますか。

○椎名国務大臣 軍縮会議はこれは私は理想であると思ひます。それで国連に加入するといふことを問はず、広く全世界に呼びかけて、軍縮会議をするという趣旨は、きわめてけつこつな考え方でありまして、それに中共を招請することは日本としては賛成しております。

○岡委員 大臣が所用があるそうですから、お帰

りになったらまた質問することにして、最後に一言お聞きしたい。

中国を一つのテーブルに着かしめる、これは隣国たる日本として当然のあり方であり、責任であるというのならば、やはり中国の国連代表権の問題について、これを重要事項指定方式などを持ち出して、一つのテーブルから着くことを締め出すような、政府は、昨年の国連総会においてそういう態度を示しておる。これでは中共を一つのテーブルに着かしめることが望ましいとあなたが言ったところで、あなた方は外交的には締め出しをはかっておることになる。一体今度の国連総会等において、中共というものが国連という一つのテーブルに着くように、重要事項指定方式なんていうものを持ち出さないで、あなたが責任を持って中共の国連加入に協力をされる、まずこういう外交的な思い切った手を打つべきだと思ふ。この点について外務大臣は一体どういう方針をもって今度の国連総会に臨まれるか。

○椎名国務大臣 中共の国連加盟と同時に、台湾政府を追放するということがきわめて、アジアにおいては世界の平和に非常な影響を与える問題でございます。したがって、やはりこの問題はただ単純表決によらずに、世界の大多数の世論というものによって決定するのが望ましい、こう考えております。

○岡委員 世界軍縮会議は非常に重要な意義を持つと私は思ふ。しかも、これは先ほども申しましたように、どうしても中国を加盟させなくては意義がない。そのときにまだ政府が、いま外務大臣の発言のような、こだわって独自の政策を持ち得ない、そのことは当然日本の平和と安全に対しても外務当局は責任を持たないということも言えると思ふ。

外務大臣が帰ってから私はまた質問いたします。
○高瀬委員長 岡君に申し上げます。外務大臣は参議院の本院議に出席を要求されておりますので、たいへん失礼ですが、退場いたしました。

この際、暫時休憩いたします。
午前十一時二十五分休憩

午後零時三十九分開議

○高瀬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。参考人出頭要求に関する件について、おはかりいたします。

海外移住事業団法の一部を改正する法律案の審査に際し、必要を生じた場合には、随時、海外移住事業団の關係者を参考人として招致することにし、人選及び手続等につきましても委員長に御一任願いたいと思ふが、御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○高瀬委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○高瀬委員長 国際情勢に関する件について調査を続けます。岡良一君。

○岡委員 椎名外務大臣、きょうお昼前、初めて私はあなたと討論をいたしました。核兵器は番犬であるとお方だと思ひました。核兵器は番犬であるとか、番犬というものは大体やはりどろどろが入ってこない前に飛びかからなければならぬのです。それから核兵器にお灯明を上げるなんて、核兵器にお灯明を上げたら大爆発をしてたいへんなことになってしまふ。実におとぼけ居士もはなはだしいものだと思ひましたが、きょうはまだあとに質問の方もいらつしやいますので、簡単にイエスノーかだけお答え願えればけっこうだと思ひます。

まず午前の最後に申し上げた点、世界軍縮会議について中共が参加することを希望する、こうおっしゃいましたね。

○椎名国務大臣 すべての国が参加しなければ十分の効果を達しないのではないかと考えております。したがって中共も参加すべきである、こう

思っております。

○岡委員 世界軍縮会議にアメリカは賛成の票を投じておりますが、留保条件がある。要するに国連加盟のすべての国が参加するということが留保条件になっている。そうならば当然台湾政府も参加するということになる。さっき私がお尋ね申し上げたときにも、台湾政府の關係もあるから、ことしの国連総会でもやはり重要事項指定方式をとる。事実上外交的には中共を締め出すというふうな方針をとられるのであれば、これは参加を希望するというだけのことで、日本政府は実態においてはこれを裏切る行動をやるということになるが、これに対する率直な、端的な御答弁をひとつ願ひたい。

○椎名国務大臣 国連の参加問題とは離れて、国連の問題を離れて世界軍縮会議を開くのでありますから、おのずから問題が違ふと思ひます。

○岡委員 しかし、いずれにしても外交的には国連の場から中共を締め出すという方向に、これまでどおりの方向で参らるるなら、なることは、これは当然だと思ふ。

そこで大臣にお尋ねをしますが、たしか二十二日の参議院の予算委員会でも岩間委員の質問に答えて、核戦略に關して日本とアメリカが協議する、しないということは、核のかさに入る、入らないという問題とは別問題である、こう答えておられる。この真意は一体どういふことなんでしょうか。

○椎名国務大臣 アメリカ側で、非核所有国である日本、核を持たない日本としても、核の問題については十分協議する用意があるというふうな声明がございました。そういう場合に日本がこれを拒絶する理由はないということを考えております。

○岡委員 拒絶する理由がないというのは参加するといふ御意向でございますか。それからまたもう一つ、それらの協議というものは安保条約の第四條でございましたか、随時協議というものの範疇に入るものですか。
○椎名国務大臣 たしかハンプリー副大統領が新

聞記者に対して、核戦争、そういうものに対しての発言権は日本にもあるというふうなことを言ったように、正確なことばでは記憶しておりませんが、そういうことでございまして、必ずしも私は核戦略に参加するとかしないとかという問題ではない、もっとばく然たる話であつたと思ふのであります。

○岡委員 この二月二十三日にバンディ国務次官補が下田次官と会見された新聞報道がある。これを見ると、ソ連の新提案、これは核拡散防止条約の新提案であらうと、あるいはまたコスイギン提案を含めておるものと思ひますが、ソ連の新提案あるいは中共の核装備などの新しい国際情勢の進展に対応して、今後日米間で安保体制下の核政策に、核軍縮など長期的展望について意見を交換することについて意見が一致した、こう新聞は報道されている。はたしてこういう事実があつたのですか。

○安川政府委員 下田次官とバンディ国務次官補との話し合ひは、ただいまおっしゃいましたように、むしろ長期的な観点に立つて、今後主として、当面の問題は核不拡散条約でございますけれども、さらに長期的に核不拡散という問題に關連しまして、いわゆる核軍縮問題につきまして下田次官から、けさほど大臣がおっしゃいましたような基本的な日本の考え方というものを説明したわけでございます。これに対してバンディ次官補のほうからは特に意見の表明はなかつたと承知しておりますけれども、いづれにしてもそういう長期的な問題は今後日米間で十分話し合つていこう、こういうことでございまして、具体的に安保条約でございまして、いわゆる言われました核安保、そういうことは全然話題のつておりません。

○岡委員 それではこの新聞に伝えられるバンディ国務次官補と下田次官との間において安保体制下の核政策について長期的展望について意見を交換することに意見が一致したということは、これは誤報でございしますか。

○安川政府委員 安保体制下の核政策ということを書いてあるとすれば、それは明らかに誤報でございます。

○岡委員 安保体制下であるということとを抜いて、アメリカの核戦略についてやはり協議をするということについて意見の一致を見ましたか。

○安川政府委員 先ほど申しましたように、これは主として下田次官のほうから日本の方針と申しますか、核不拡散条約、それに関連する核軍縮というものの対する日本の基本的な考え方を話した、それについて今後話し合っていく、こういうことでございます。

○岡委員 それではアメリカの核戦略について随時協議をするという意向は政府にないのか、あるいは向こうから申し出があればそれを受けて協議に入るのか、その政府のはっきりしたところをひとつお示しを願いたい。

○安川政府委員 核戦略と申しますのは、たとえばヨーロッパにおきまわゆる多角的核戦力でございまして、いわゆるMLFというふうなものをかりにアメリカが提案してくるというふうな場合に——私はそういうものを提案すると思っておりますけれども、かりに提案してきても日本はそういうものについては入る意思もございませんし、したがって協議に応ずるということもないというのがいまの政府の方針であると思っております。ただ核戦略と申しますと、いろいろまたこの意味のとりようになりますので、いづれにしましても核軍縮と申しますか、そういう全般的な、何も核戦略というのに限らずに、もっと広い意味の核軍縮というのについては、これは相手はアメリカだけではないと思います。現にほかのいろいろな国とも日本はいろいろな意見の交換をしておりますから、そういう意味でアメリカとも十分話をしていきたいというのが現在の政府の方針でございます。

○岡委員 アメリカは一昨年から中共の核装備に備えて西太平洋における核戦力体制というものを強化していることは、これは私が言うまでもない。

い。グアムにおけるB52大隊を二個大隊にふやす、あるいはポラリス潜水艦を七隻にする。現にその第一号はグアムに来ておる。エンタープライズ号も来る。また、B52をポラリスに代替しようという意見もほの見える、こういうような状態、核戦略体制というものは西太平洋において漸次強化されようとしている、アメリカの西太平洋における中国の核脅威に対する戦略体制の強化、こういう問題はいわゆる戦略協議の中に入るのですか、入らないのですか。

○安川政府委員 たとえばアメリカがいわゆる核主力の主体をなしておりますB52をどうするか、あるいはポラリス潜水艦を何隻どこに配置するかというふうな問題は、私はおそらくアメリカ側も日本に協議する意思はないと思えます。また、こちらもうそういう問題についてこちらから申し入れるというふうなことは全然考えておりません。

○岡委員 私は、何もそんなものを受け入れる、受け入れない、そういうことを聞いているのじゃないのです。大臣、こういう問題もいわゆる核戦略、核政策の討議の中に入るか、入らないか、大臣ひとつお答え願いたい。

○椎名国務大臣 そういふものをどこに配置するか、どれくらいの程度にするか、そういったようなことは、いわゆる核戦略の中に入らぬと思えます。

○岡委員 実は私は、さっき来ておられた防衛局長に、午後御出席がないということで、確かめまして、こう言っておられる。現在の核兵器下における防衛体制というものは、在来兵器から、戦術核兵器から、戦略核兵器へと切れ目のない一貫した体系というものが現在における防衛体制の実相である、こう言っておられる。したがって、核政策の戦略討議に日本が参加するということになる、こういうことが懸念をされる。その一つ一つについて政府の態度をひとつお示し願いたい。

まず第一には、沖縄の核基地としての強化が当然予想される、そういうことになれば、沖縄の返還というものはますます遠のくという結果にもなる

ろうかと思う。沖縄の核基地の強化について政府はどういう態度をもって臨まれますか。

○椎名国務大臣 私は、B52なりあるいはポラリス潜水艦の量とか、配置とか、あるいはその運営の計画であるとかいうようなものが核戦略という概念の中に入るかどうかということをおあなたに尋ねられたので、私の頭で割り出したところによれば、そういうものは核戦略の中に入るべきものと思う、ということをお申し上げたのであって、核戦略の協議に日本が参加するかしないかということは、これは全然触れていない問題でございますから、したがって、沖縄の核基地としての強化とか何とかいうことは、これはアメリカの固有の戦略である。これは日本と協議するということだてまえのものではないのでございまして、こちらから答えはできません。

○岡委員 アメリカの戦略の協議に加わり得ることもあって先ほどおっしゃった。そうすれば、アメリカの核戦略というものは、当面やはり中国の核脅威に備えての西太平洋における戦略、核兵器体制の強化ということになる。この協議に参加をするということも得るといふならば、当然こういう問題についても了解を与えるというふうなこともあり得るわけだ。したがって、そうなれば沖縄の核基地の強化ということも当然予想される問題となってくる。これに対して、一体政府は参加しないならしない、するならば、はっきりそこを言ってもらいたい。

○椎名国務大臣 くだい向こうから呼びかけられもしないのに、参加するもしないものではないのでありまして、この問題については、日本は白紙の状態でございます。

○岡委員 安保の第四条には、こういうことが書いてある。いわゆる随時協議、「締約国は、この条約の実施に關する隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における國際の平和及び安全に對する脅威が生じたときはいつでも、いづれか一方の締約国の要請により協議する。」となつておる。しかも、アメリカにおいては中国の核開発は非常な

脅威ということをお當然責任者がそれぞれ口々に機會あるごとに言つておる。したがって、アメリカから求められるならば、安保第四条の隨時協議のこの条項に従つて協議に加わりますか。

○椎名国務大臣 仮定の問題でございまして、どういふことで相談があるか、いまから予見するわけにはまいりません。

○岡委員 いまから予見する——私も専門は精神病的医者として、大臣をどう診断しようかと思つて迷つておるのだから、敬老の意味でそうお年寄りを追求することはやめましょう。

ただ昨年の一月米下院の軍事委員会でもマクナマラ国防長官はこういうことを言つておる。「日本と韓国とはその重要利害において相互補強の關係にあることをますます認識するようになつており、兩國の關係がさらに進展することをわれわれは期待している。」これは国防担当のマクナマラ長官が言つておられることだから、したがって日韓の軍事協力というものも予想されるわけなんです。こういう問題が、先ほど申しましたように、現在における戦略体制というものは在来兵器から戦略核兵器までを貫いた切れ目のない体制ということになつてくると、やはりこういう問題が当然討議の対象になり得るわけなんです。それも仮定の問題だからあなたは答えられないとおっしゃるであらうけれども、こういう問題については、これはわれわれとしても重大な関心を持つておることを申し上げておきたい。沖縄の核基地の強化、それから在来の兵器と、そして戦略核兵器まで一連の切れ目のないこの一貫的な体制を持つていくことが今日の戦略体制における常識的な考えであるといふこと、もちろん政府も隠微のうちにやつておるやうであるが、これが現実の問題としてはつきりやらないけれども、あなたが現勢が出てくる。こういう問題についても、あなたは仮定の問題と言われるから御答弁はないでしょうが、しかしわれわれ社会党としては重大な関心を持たなければ

ならぬ。

特にこの際私が注意を喚起しておきたいと思うのは、先ほどもいわゆるMLFに参加しないとか聞きもしないことに御答弁がありました。私は何も日本がMLFに参加しなさいというやうなことを一度もお尋ねしたことはないのです。このMLFの問題において西ドイツが非常に核兵器について強い執着を持っておったことは、あなたは御存じだろうと思う。ところがこれがいわゆるマクナマラ委員会というものになり、このマクナマラ委員会が二月中旬二日間におつた会議を開いて、この会議には、新聞の報道であります。とにかく欧州に展開されておる戦術核兵器、戦略核兵器の性能や、使用に関するアメリカの基本的な構想、その立案の過程、使用決定の過程、目標選定などを明らかにしておる。そこで西ドイツは核戦略の立案に関する積極的発言権を増大してきたと見られてゐる。こうした事実が出ておるわけですから、これも新聞の報道であり、あなた方がそういうことを知らないと言われればそれまでだから私は申しませんが、ここには要するに目標の選定、アメリカの戦略核兵器や戦術核兵器の目標の選定などというものが戦略的議論の中にNATOでは含まれておるといふ事実、であるから、うかつに戦略的議論なんかに加わって——別問題であるなどと言いつつ加わって、そうしてこういうところまで話が進む、参加して行くということになると、それは日本の意思でなくとも、結果においてそうなりますれば、国連への加盟は外交的に阻止する、軍事的にはますます中共封じ込め政策の先頭に立つて音頭をおとりになるというやうなことでは、これは日本の将来の大局的な立場における平和と安全というものはたして寄与するかどうか、外交的にも締め出し、軍事的にも封じ込め、こういう態度は、私は政府はとるべきではないと思う。この点について、ひとつ椎名国務大臣の率直なところを簡単に、簡潔にお答えを願いたい。戦略的議論に参加しないなら、将来あり得てもしない、また、こういうやうな中国の核

兵器による封じ込め政策に協力するような結論は出さない、こういう点についての政府の所信をひとつ承りたい。

○椎名国務大臣 日米安保条約のたてまは、あくまで防衛を中心として考えられておるのでございまして、さらに日本の自衛権の立場においてかような核兵器の戦略について日米の間に討議がかわされるというやうなことは、われわれとしては全然予想しておらないのでございまして、さよう御了承を願います。

○岡委員 カネルの顔に水をかけるやうなことをしておつてもしょうがないから、先を急ぎます。国連局長、コスイギン提案に対してあなた方外務省はどういう評価をしておられますか。

○星政府委員 二月二日にコスイギン首相がジュネーブの軍縮委員会に対してメッセージを送つたことは御承知のとおりであります。従来は、この軍縮委員会が核拡散の問題につきましましてはアメリカ案とソ連案というものと二つ出ております。両案とも非核保有国の安全と申しますか、保障に対する問題が取り上げられておりました。そういう意味で、コスイギン提案というものが非核保有国の安全保障というやうな点について触れたということ、私は、私は一歩前進ではないかというやうに見ております。

○岡委員 私は、この点特にまじめに外務省に取り組んでいただけたらどうかということをお尋ねしたい。それは、コスイギン提案というものが、まず自分は最初の核使用はしない、非核保有国には核攻撃は加えない、こういう条件を含めることについていっば提案をしたのです。ところが、たとえばアメリカは一体これに対してどういう反応を示しておりますか。

○星政府委員 十八カ国委員会の委員メンバーの受け取り方はいろいろ区々でございまして、ともかく一応こういう非核保有国に対する保障というものが出されたという点については、先ほど来申しましたやうに、一応はまあ一歩前進というやうに見ておりますけれども、はたしてどうい

うふうに条約の中に取り入れるのか、あるいはまたその意味がどういふやうなことになるのか、まだソ連側の詳細な説明を聞いていないものですから、十八カ国の委員会のメンバーも非常に留保的といひます。リザーブした態度をとっているというところが言えるのじゃないかというふうに思ひます。

○岡委員 アメリカは、フォスター代表は、コスイギン提案を歓迎する、慎重に検討したいという発言をしたということが新聞に伝えられておる。ところが、二月六日のニューヨーク・タイムズはこういつておる。「ジュネーブにおける前進」、こういう標題で、「ソ連のコスイギン首相はジュネーブにおける核兵器拡散防止条約の交渉を進捗させるため制限付の、しかし積極的な手段をとつた。米国の同盟国はこの重要な条約を締結するため進んでそれに続いた措置をとる機会を有しているのである。」こういつて、先ほどからあなた方の言っておられるいわゆる米国のMLF構想のやうなものは、核非拡散条約成立に対する主要な支障等から除去される必要があるであらう。いいですか、これはニューヨーク・タイムズの記事ですから、あとでお読みいただけて結構です。

こういうやうにアメリカの世論はコスイギンの、まず最初に核兵器は使わない、核を持つておらない国には核攻撃は加えない。この提案に対しては、少なくともニューヨーク・タイムズをもって代表されるアメリカの世論は非常な支持を与えておると私は見る。

その次に、アメリカについていふと、米国の上院の外交委員の議事録、これは日米安全保障条約の改定に関する議事録であるから、もう五年前のものですが、この中でどういふ問答がある。共同防衛という問題について、日本国憲法第九条との関連で上院の皆さんが議論をしておられる。その中でロングという上院議員が、「米国の日本を攻撃したとして、もしソ連が同様に、日本防衛義務を引受けたら、米国のそれに反対するだらうか。」というやうなことを椎名大臣のお得意な、まさに仮定な、仮定な質問をしておる。これに対して

ハーターは、「日本は憲法の規定上、相互防衛の保証を与えることはできない。」という答弁をしておる。そこでロングさんが、「私は、日本がソ連のやうな外国から同様の保証を受けることに、米国の反対するかどうかと聞いておるのだ。」ハーターいわく「純然たる防衛協定だったら、反対しないだらうと思う。」これは、この核保障の問題については、たとえ五年前の記録であらうとも、非常に重要な私はアメリカの態度を示唆するものだと思う。

その次に、中国が二回の核実験をやつた。その実験後の声明を、これは政府声明として出しておる。それを見ると、やはりコスイギンの提案したやうに、第一の核兵器使用国にはならない、非核保有国には核兵器をもつて攻撃をしない、同時に非核武装地帯には核兵器を使用しない、こういう声明を中国は政府声明として出しておる。二回の核実験のあとで政府声明を出しておる。こういうやうに、現在アメリカもコスイギン提案を歓迎しておる。いわば核保有国が第一撃の核攻撃を加えない、非核保有国には核攻撃はしない、こういう提案を出しておる。中国もそれに非核武装地帯を攻撃しないという一項目を加えただけで同様趣旨の提案を出しておる。アメリカの世論も非常に歓迎をしておる。MLFというやうな構想を破壊しようとするまでの強い意向をニューヨーク・タイムズの論説で漏らしておる。私はこういう米、中、ソのこの核保有国としての態度というものは、非常に私どもとしては検討する必要がある、高く評価する必要があると思う。核軍縮が急速に進み得るというところは——御存じのやうに、二十年間、国連の総会やその他の委員会でも何百、何千、何万回開かれながら、なかなかこれは容易に進まない問題である。したがって、これから進ませ、これをわれわれは強く段階的な縮小から全面廃棄を希望するけれども、しかしこれはなかなか容易に進まないとしても、世界的に核保有国がこういう声明を明確に打ち出しておる、またその国の世論がそれを支持しておる。こういう条件の中で、た

たとえば日本の安全保障をどう取りつけていくかという可能性がここに出てくるのじゃないかと私は思う。この点についての外務省の見解を聞かしてもらいたい。

○星政府委員 いま先生のおっしゃったことは一々もつともな御意見だと私は思います。しかし、軍縮措置の実施にあたりましては、これは何べんも申し上げておることだと思いますけれども、米ソ両国が合意している大きな原則というものがあつたわけです。一つの原則はいわゆる軍事均衡の原則。すべての軍縮措置というものはいかなる国または国家群に対しても一方的に軍事的に利益を与えらるものであつてはならない。またすべての国の安全保障は平等に確保されるものでなければならぬといういわゆる軍事的均衡の原則。それからもう一つは、一番大事なことでございまして、国際管理の原則。つまりすべての当事国がその義務を忠実に履行しているとの確信が得られるように、すべての軍縮措置は有効な国際管理、査察もしくは検証、こういうもので行なわなければならぬ。こういう原則がございまして、いまお述べになりましたようないろいろな点につきましても、こういった大きな二つの原則に照らし合わせて慎重に考慮していかなければならない、そういうふうには私は考えております。

○岡委員 私はそういう原則の問題をお聞きしているのじゃない。それは米ソ両代表が一九六一年に国連において共同の決定として発表し、提案をした八原則です。しかしその後八原則というものがちつとも動いてない。私はそういうことを言うのじゃなくて、アメリカもさつき申し上げたように申し上げておる。ソ連はすでに率先して申しておる。中国も核実験のあとで申しておる。共通するものは、自分たちは初めに核攻撃を加える国にならないということ、核を持たない国は攻撃しない、これは共通していることなんです。であるから日本がお灯明を上げるような、アメリカの核兵器に依存するのじゃなくて、アメリカの上院の会議録においても、日本の核の安全に関する論議が

こういう形でかわされておるのだから、アメリカからもソ連からも中国からも、いわば核攻撃をしない、あるいは核攻撃を第一にしないというような安全保障の取りつけを考へ得る条件がここにあるのではないかと、私はそう思うので、そういう点について外務省としては積極的に善処すべきだと思つて、外務大臣の御意見をひとつ聞かしてもらいたい。

○椎名国務大臣 自分から攻撃をしないということとは、これは一歩前進であると思つてます。しかし核を持たないということはたいへんな違いがある。ことにその国の対外政策がどういふものであるかということと照合いたしまして考えますと、ただ先制攻撃をしないということだけでは、私はその隣国として脅威が全然ないということにはなるまいと考へます。

○岡委員 であるから、もしそういうことがあつた場合には、またいろいろ条件が付されてもよいから、米中ソがこのような提案をし、このような考え方に立つておるならば、日本の安全と平和を核兵器から守るためには、このチャンスにこれらの国々からはつきり核不使用の誓約を取りつけ、この三つの核保有国によつてかえつて日本の安全と平和が核脅威から免れ得るといふような積極的な姿勢で、ぜひそういう構想をすべきではないか。外務大臣の言うように、そういう約束をしたところでは、これはもう核軍縮そのものがぶちこわしなんです。今日は核保有国と非核保有国の対決の姿だ。人類は原子力でもつて対決をしてゐる。東の陣営や西の陣営、資本主義や共産主義という問題ではない。そういうせつ詰まった段階においてこういう提案があるのだから、こういうものを積極的に取り上げ、また相手国の真意も打診しつつ、まず日本の安全保障というものをこれら三国の核不使用協定をとりつけることによつて守ろうとする方向に政策を打ち出すべきであると私は申し上げている。それに対して、そういう約束をくれたってやれるかやれないかわからないな

んで、そういうことでは、日本の平和と安全を守る責任感と誠意がないといわれても過言ではないと思つて。どうなんですか。

○椎名国務大臣 一種のユートピアと申しますか、そういうことは一つの理想としてはけっこうなことではございますが、しかし現実問題としてはその前にいろいろ踏むべき段階が多々あるように考へます。今後、まず十八カ国の軍縮委員会がただいま核拡散防止の問題に手を染めておる、それからまた核実験の禁止条約のもつと拡充強化も必要でありまして、いろいろ問題が多々ある。それ残されておるときに、ただ日本が核保有国であるいは保有せんとする国とどういふ条約を結んで世界環境はなかなかこれに相応した状態ではないといふことを考へるのであります。その御指摘のアイデアそのものに対して私は別に反対はいたしませんけれども、実際問題としてはその前にとるべき段階が多々ある、こういうふうには考へております。

○岡委員 私はそんなに簡単にそういうものが取りつけられるというのではない。しかし現実問題とあなたはおっしゃるが、現実にはそういう提案をしているのだから、日本だけがそういう核不使用の協定を取りつけられなくても、拡散防止条約の中で日本が個別的あるいは集团的な安全保障の権限を確保し得るか、あるいはまたその了解を取りつけ得るといふような条件をつけるよりも、こういう核保有国の核不使用という取りきめをこの核拡散防止協定の中に織り込むことが当面核軍縮の前に必要な問題である。すでにそれを向こうから提案しているのだから、これに対して外務大臣のような、そういう疑心暗鬼でおられては困る。最後にお尋ねしておきたいと思つた。外務省は核探知クラブとかいふことについてなかなか意欲を持っておるような新聞の報道になっておるが、どういふことになつておるか。

○星政府委員 昨年の国連総会におきましても核実験の全面禁止問題につきまして、科学的な方法でもつて、いままで抜かれておりますいわゆる地下

下爆発というものを今後なくしていこうじゃないかという趣旨の決議が出たわけでございます。スカンジナビア、特にスエーデンがそのイニシアチブをとつていろいろ進めております。私たちも、各国がおのおのその国の地震測定というものを開発していきまして、そして実際の核地下爆発が起つたか、あるいは地震の現象であるか、こういうようなことを見分けるような仕組みができれば、おのずからここに、核実験の全面禁止という、われわれが日ごろ非常に念願しておりましたことができてくるのじゃないかと、そういうふうには考へておりました。スエーデンの提唱しております探知クラブという構想には、これは従来外務大臣も国連で言われましたし、松井大使もそういうことを述べられたのであります。こういう行き方については、政府としては賛成でございます。

○岡委員 最後に私の希望をかねて一点だけ質問いたします。

〔委員長退席、永田委員長代理着席〕それは核実験の探知クラブをつくつて——なるほど部分核停は査察問題で行き詰まつて、とうとう地下実験が許されることになつたのだから、そこで米ソの領土以外のところで核探知クラブをつくつて地下核爆発実験を探知する。何カ国が組み、お互いに共同探知する。しかし探知されたという事実、それだけでは全面的な核停に通ずるかどうかといふことはわからぬ。私が聞きたいことはどういふことであるかといふことであるが、時間も過ぎましたので、私は一つの御提案を申し上げて、外務大臣の御所見を承りたいと思つた。それは先ほども申し上げたように、いま世界は、いわば人類は原子力と対決をしてゐる。そのことは具体的に言えば、核保有国と核非保有国との対決ともいえる。その中において、特に核を保有し得る能力を持った核非保有国が核を持たないという決意の上に立つたときに、国際世論に対して非常に大きな道義的な力を持つことは当然予想されると私は思う。であるから、探知クラブを一步前進をさせて、そして非核クラブをつくる。

イタリヤなり、インドなり——インドは、この間もガンジー首相みずからがつくらぬと言っているのだから、つくり得る能力を持った国が核クラブをつくる。これらの国々が核保有の共同宣言をする。スウェーデンも入るでしょう、イタリヤも入ると言っているのだから、すでに国連総会で提案しているのだから、入る。インドも、日本も、そうしてこれらの国々が能力を持ちながらつくらないという決意を明確に共同宣言の形で打ち出しながら、核兵器に対して非常な警戒を感じ、恐怖を感じ、そしてその全面的廃棄を願っている。国際世論の先頭に立つということが核軍縮を進めるゆえである。同時にまた実験の全面禁止を進める大きな具体的なステップだと私は思う。そういう決意をあなた方は持つておられるかどうか、この際ひとつ明確な御答弁を願って、私の質問はこれで打ち切りしたいと思います。

○推名国務大臣 非核クラブの結成そのものは、私もアイデアとしてはけっこうだと思えます。しかしもし現実には非核クラブを結成するという段になりまると、核保有国というのはそのままでいいのかということの批判が当然出てまいりまして、実際問題としてその問題を放置しておいて、能力があつてもつくりださない国だけがそういうクラブを結成するといふ考え方にはなかなか同調してこないのではないかと、こう私は考えます。でありますから、何らかその点の調整ができるならば、これは研究に値する御提案だと思えます。

○永田委員長代理 石野久男君。
○石野委員 私は、ただいま閣委員の質問になりました核拡散の問題に關連してお尋ねしたいと思つております。

まず最初に、政府は国連の軍縮委員会に参加して、核拡散の問題についていろいろと論議に入っておりますが、その日本政府は核拡散防止の問題についてどういふ基本的な考え方をしておられるのか、このことをまず最初に私に尋ねたいと思つております。このことを私が尋ねるゆえんのは、一般の科学技術特別委員会、星国連局長に核拡散に

ついて政府はどういうふうに考えているかという質問をいたしました。そのとき星国連局長からこういうふうな御答弁があつたわけですが、核保有国が核の引き金を持つたまま非核保有国に核兵器を持つていくということは、いま当面はアメリカとソ連の核拡散防止条約という中には含まれていない。その引き金の権利を他の非核保有国に移すということが核拡散になるというふうに了解しております。こういう御答弁があつたわけで、私はソ連やアメリカがそういう解釈をしているなら、私もかくも、日本の政府が核拡散についてどういふふうに考えるかという問題について、星局長はそういうふうな考えたと最初は答弁なさつた。しかしあつては、アメリカとソ連がそういうふうな考えたとおつて、私は、こういうふうに訂正なさいました。

私はここで外務大臣にお聞きしたいのは、日本の政府が国連の軍縮委員会に参加して、核拡散防止に協力するといふ場合の核拡散といふことをどういふふうに理解しておるか、どういふふうに考えておるかといふことについて、まず最初にお聞きしておきたいと思つております。

○推名国務大臣 科学技術の進歩は非常に進みまして、核兵器の開発が比較的容易になつてきておるようになっています。そういう段階において、核兵器の拡散を無制限に放置するといふことになりますと、核兵器がだんだん広がつてまいりまして、局地的紛争の解決の具に供せられるというやうなことになる。結局これが世界的規模における核戦争にまで発展する可能性、危険が予想されるという段階にだんだん発展してくるものと考えられます。したがって、早期にこの核拡散防止の措置がぜひとも講じられるべきである、こう考える、これが核拡散に關するわが政府の基本的な考え方でありま。

○石野委員 核拡散防止の基本的な考え方は、なるべく拡散を防止したいといふことで、それはよくわかるのです。ただ、拡散といふ問題について、私も星国連局長からこの前聞きまして、このよりま

すと、ただ核兵器のキーを渡さなければ、核兵器が各地に散らばつても、それは拡散にならないのだという見解なんです。それは米ソの考え方であるといふことは私も承知しております。いいか悪いかは別です。しかし日本の政府も同じようにお考えになつておられるのかどうかということをお尋ねしたい。これは、キーは保有国が持つておられますけれども、核兵器の装置、装備を他の諸外国に配備して、それは核拡散でないといふふうに日本の政府も考えているのかどうか、このことを私は聞きたいのです。

○推名国務大臣 この問題が多角的戦力体制問題のまさにキーポイントだ、しかしこれには引き金を手をつけさせなければ拡散にならないという立場をとる国もありま。しかし核兵器に近づくそのこと自体が拡散である、こういう意見の国もあり、なかなか問題がややこしくなつておる現状でございます。日本といつたしましては、直接日本に關係する問題ではございませんで、いまだどちか意見をきめる、こう言われておるわけでもないで、この問題を明確にお答えすることは差し控えてさせていただきます。

○石野委員 これは差し控える、差し控えないじゃなくて、そういうことであるならば、政府は国連におけるところの軍縮委員会に対して態度を留保する、あるいは全然参加しないという意味ですか。

○推名国務大臣 そういう差し迫つた問題を突きつけられておられない段階でございまして、いまこれを仮想に政府の見解として述べることには差し控えたい、こう申し上げておるわけでありま。

○石野委員 であるならば、この前星国連局長は科学技術特別委員会、核拡散の場合に、ソ連案でもアメリカ案でも、これは核保有国が他の国へ引き金を渡すことを核拡散といふわけでありまして、持ち込みは持ち込みでまた別の話でありますといふ答弁をしております。こういうふうに政府は考えておるわけですか。

○推名国務大臣 引き金に手をかけることが許されるというのならば、これは拡散だと思つて。引き金の問題だけは抜きにして、ただどう核の運営等を行なうべきかといふような協議に参加することすらもこれは核拡散であるといふような主張の国があるといふことを先ほどから申し上げております。

○石野委員 協議に参加することさえもそれは核拡散であるといふふうに主張する国もあるといふことですが、そういう国もあることは私も知つておりますが、日本がどういふ立場をとるかということをお尋ねしたい。日本がどういふ立場をとるか、このことを私は聞いています。というのは、国連決議が一九六五年の十一月十九日に行なわれた。その国連決議の2のA項におけるところの考え方、政府は賛成したわけですが、どういふ考え方、この決議に参加したのですか。

○星政府委員 それは、たしか核拡散といふことに対して抜け穴があつてはならないといふことだと思つて。つまりそれは、核拡散によつて、核拡散といふことが、核兵器の使用権、参加権といふものを含んではいけなかつたといふ点で、そういうことが提案されたのではないかと、いふふうに考えております。

○石野委員 この抜け穴といふ問題は、使用権とかただそういうような問題だけであつたらうと私は思つて。このことの意味するものは、あとでC項に書かれております「同条約は、全面完全軍縮、特に核軍縮達成への第一歩とされること。」という意味を含めてこのA項ができておるものだ、こう思つて。こういう態度を政府が持つておるといふことは、いま外務大臣がこの核拡散に對して政府の答弁を差し控えさせてもらいたいといふこととは、私はいささか理解しにくい矛盾があると思つて。政府は、そういうふうに国会に對しては政府の態度を明確にすることを差し控えて、外に行つた場合には、この問題に對していろいろの所見を述べるといふやうな矛盾を、外に對しては、国民にはおぼろしくしておいて、外に

対しては処置をするということじゃよくないと思ふのです。この際核拡散に対して私どもは疑義を持っておる、この点について政府の態度を明確にしてみたいと思ふのです。いま一度申しますと、核兵器の保有について、国がキーを持つておる、そのキーを渡さなければ核拡散にならないのだという考え方をアメリカあるいはソ連が持つておることはよく知っております。けれども、われわれからすれば、キーを幾ら持つておつても、その装置、兵器が現実になければキーは作用しないのです。だから装置をどこかに配備する、配置するといふことがなければキーの作用は起つてこない。だから装置、装備がどこかに配置されている場合には、キーは完全にその作用を開始し得る、その場合、キーを使うか、使わぬかの問題は、キーを保有している国だけの問題で、装置された国の意思は入つてこない。その装置がされていなければ、核兵器の被害あるいは活動することから排除されるべきものも、装置されておるといふことによつてキーの作用を受けることになつてくる。だから、われわれは核兵器が配置される、あるいは配備されるといふこと自体が拡散だ、核兵器の拡散の問題については、これは切り離すことのできない問題だと考えております。

特に原爆の被害を受けた日本の国民感情として原子爆弾というものは絶対に許してはいけぬのだ、だからこそ日本には核兵器を持ち込んではいけぬといふことを言つてゐるわけですが、そういうたゞまからすれば、核兵器の配置といふ問題はきつて重要だし、またその問題を問題にしないうで日本の政府が国連に行つて軍縮に参加するといふことは、日本の国民の意思を代表してないものだと言わなければいけぬ。そういう意味で私は聞いた。だからその点について外務大臣に、その核兵器の配備の問題は、この拡散の問題とどういう関係があるかといふことを明確にしていただきたい。

○藤崎政府委員 このばの観念の規定の問題として、ちよつと私から先に申し上げますが、従来拡

散防止といふことばで一般に観念せられていたのは、その核兵器をコントロールするものが広がることか、あるいは悪い、そういうものを防止しようといふ意味に使われていたと思ひます。先生の言われるように、核兵器の配置が地域的に広がることか、あるいは悪いことは、これも当然でございまして、その問題も核軍縮の一つの題目ではあると思ひますが、これは非核武装地帯というふうな表現で理解されてゐたと思ひます。先ほど大臣や国連局長が拡散といふことばの定義づけを控へましたのは、実は核拡散防止協定といふものができてゐるわけではない、できない、そこでどういふ定義が下されるかわからないから控へたわけだと思ひます。一般に従来この問題で拡散といふことばが理解されてゐるところは、先ほど私が申し上げましたように、兵器を使用するものの範囲が広がることを防止する、そういう意味合いであると思ひます。

○石野委員 国連で条約ができれば、その条約の中で核拡散といふものはどういふふうな規定されるかわからないから、それで答弁を留保したのだ、こゝう言われました。

大臣にお尋ねしますが、外務大臣は、日本の国が国連に参加して軍縮の協議に入る場合、日本の国の意思を持たないで入るのですか。諸外国が、たとえばアメリカならアメリカが、あるいはその他の国がこゝう言うからそれに入るのだという立場でお入りになるのですか、どうですか。

○椎名国務大臣 あまり會議をしないうちに自分の考えだけをこちこちに固めて、だれが何と言つても言うことをきかないといふのなら、あまり會議なりいろいろな仲間同士に入ることが大體間違ひである。そこはやはり流動的な考え方を持つて、そしていろいろな仲間同士で話し合ひをして、漸次考え方が固まつていくのではないかと思ひます。

○石野委員 あまり子供だましのような答弁をするのはやめたほうがいいと思ふ。われわれが自分の意見を持たないで入つていって、それで向かう

と仲よくして行けるというふうな考え方は、それはいかにも穏やかに見えるが、しかし民主主義といふのは、自分の意見を持つていって、他の意見とぶつかり合つて、そのぶつかった中で協議し、話し合ひをしていくといふのが民主主義であると思ひます。だからどういふ意見があるうとも、その意見を持ち込むことが大事なんです。日本の外交にはそういう意見を持つて行くといふ意思はないのですか、外務大臣。そういう意見を持つていくといふ意思はないのですか。外務大臣にお尋ねします。

○椎名国務大臣 ですから、大體の問題を十分に研究して、そしてあらゆる場合に準備を整へて出かけるといふことが必要だと思ひます。

○石野委員 研究して準備をしていくことは、これは會議に参加する前の準備段階の態度なんです。すでに會議には参加してゐるのです。そして決議も行なわれてゐるのです。意思が反映しないで、この決議が行なわれるはずはない。だから、日本の政府にそういう意思がないのかどうかといふことを聞いてゐるのです。国連局長がこの前からたびたびわれわれに答へてゐることは、キーさえはさなければ、それは核拡散にならぬのだ、だから兵器はどこへ配備をされても、それはいいまのころ米ソの関係では問題でありませんといふ答弁なんです。確かにそのとおりです。しかし、こゝういふ答弁は、これは大國が持つておるものだけが自分の威力をそこに保存することになつてくるし、それからまた、われわれが憂へるところの核拡散の本質的な内容といふものは、それで防げるわけじゃないのです。だから、私たちのいま考へてゐる、特に日本が原爆を受けてゐるそういう立場からする核拡散に対する態度といふものは、核兵器の拡散に対する態度といふものは、常にそのキーをどのやうに数多くしないやうにするかといふことももちろん問題なんだけれども、それ以上に兵器それ自体と配備の場所を多く

完全な、全面的にこれを廃棄することを望んでおるのが、われわれは日本国民の感情だと思ふのです。世界のどの國よりも日本はそれを主張し得る条件を持つておると思ふのです。外務大臣はその条件をなぜ使わないのですか。それを使うことが日本の外交に不利になるのですか。私は、こゝういふ問題については、もつと国民の知りたいといふことに対して、まじめな答弁をしてほしいと思ふ。私たちは、いまこの軍縮會議の中で、核兵器の拡散といふ問題については、コントロールする國がふえなければいけぬといふやうな米ソの考え方に反対です。私たちは、それはそれだけでなしに、兵器そのものがあつてこゝちに配備されないことを望んでゐるのだ。政府はそのことを國連の中で言わないのかどうか。そのことを私ははっきりしてほしいといふのです。

○星政府委員 私、石野さんに別の機會でお話したことは、いま大體御指摘のとおりなんです。アメリカ案とソ連案といふものが、二つジュネーブの十八カ國軍縮委員會に出ている。その大體の考え方は、つまり核兵器の管理といふことが問題だと思ひます。それが通常われわれが考へてゐる核拡散の防止といふことなんだといふことは、いま先生もたびたびおっしゃつたとおりなんです。これと、それじゃ、核兵器が方々にいろいろ配置される。管理といふことを離れて、いわゆるキーといふものを離れて核兵器が世界各地に配備されてゐる。これも實際だれも否定し得ない事實だと思ひます。こゝういふ状態といふものは、戦後の冷戦の結果出てきたことは御承知のとおりであります。各國の安全保障問題と非常に密接な關係を持つてゐることもおしやるとおりだと思ひます。したがつて、こゝういふやうな事情を考慮することなく、直ちに核兵器の配備といふものを禁止する單独の措置をとるということは、これは實際あまり現実的な方法ではないのじやなからうか。東西の核兵器及び通常兵器のすべてに關する實質的な軍縮措置の一環として、こゝういふことがとられていくべきであらうといふやうに考へておりまして、核拡散防止といふものとちよつと觀念が違つ

のじゃないかというのを考えております。

○石野委員 それじゃお尋ねしますが、国連決議のA項によって書かれております「核兵器を拡散しうるようないかなる抜け穴も設けない」ということのこの「抜け穴」ということの中には、配置は入っていないのです。

○星政府委員 私は入っていないものと思ひます。ただ、核の使用に参加する、そういうことを許してはいけないのだということが、欧州多角戦力というものを頭に置いての規定であるというふうに考えております。

○石野委員 MLDに参加するとか参加しないという問題は別にして、私どもは、いま日本の政府が軍縮委員会に参加する態度というもののの中に、この「抜け穴も設けない」ということの意味は非常に重要だと思ひてゐるんです。この重要な意義づけを特に日本などが積極的に主張してゐるということの中には、そういう配置の問題について積極的な意見がなければならぬと思ひます。しかし、ただいまのお話を聞いておきますと、日本の政府は、コントロールをするということだけで、数をふやさないければ、配置の場所が各所にふえても、そのことは核拡散としては今日では考えていないんだ、そういう考え方で国連に参加してゐるんだというふうに私は理解をいたします。それでよろしいですね。大臣に聞きます。

そうしてそのことは、同時に、国民の考えてゐる核兵器を持ち込むという問題については、防衛の手段がなくなるといふことにもなります。先ほどからたびたびあなた方がおっしゃつておられるに、日本には核兵器を持ち込むような場はないんだから、心配せぬでもないというのを言つておられるけれども、そうじゃない。この軍縮委員会を出てゐるところの「抜け穴も設けない」ということの意味は、国連局長の言うような意味であり、ただコントロールだけだということになりますと、配置というものはどこへしてもいいんだ、日本だけは配置されることは拒否するけれども、世界の各国に配置することは日本は賛成しますというところになる。こういう態度になつては私はいけな

いと思ひます。だから、そういう意味で、私は配置の問題については積極的な国連におけるところの発言を政府はすべきであると思ひます。大臣にその点をお聞きしておきたい。

○椎名国務大臣 日本は唯一の被爆国として核兵器の持ち込みを許さない、事前協議の対象としてこれを指定し、その持ち込みを許さない、こういう考え方を今後も続けていくのでございます。

他の国がこの持ち込みを許すか許さぬかというやうな問題は、その国が自主的に考えるべき問題であつて、核拡散の定義をする場合に、これをコントロールする力を持つておる、そういうことが眼目でなければいかぬ、こう考えます。

○石野委員 私は、時間がありませんから、あまりお尋ねできないのですが、この問題については、いまの外務大臣の答弁は私は非常に満足だし、実を言うと、理解もしにくいんです。

核兵器の持ち込みは、その持ち込まれる国の自主的な立場によるんだ、こういうやうなお話です。それでは、拡散という問題についての危険性というものの排除は片手落ちになる。コントロールするといふ、数をふやさないといふことも、一つの拡散防止の方法だと思ひます。けれども、先ほど私が言いましたように、コントロールするのは、装置、兵器があるからコントロールするのであつて、兵器がなければ、幾らボタンがあつても作用しないんですよ。だから、そのボタンの作用が起きないやうにするためには、装置を置かないことが大事であり、兵器を持たないことが大事である。拡散防止がそういう核兵器の拡散防止をねらいとするならば、その装置配置といふものを排除するやうな立場でなければいけない。そうでなければ、米ソ間で片方が配置をすれば、片方も配置をする。全世界が核の兵器でおおわれてしまふやうな結果になる。そのことを日本の外務大臣はよしとしてゐるかどうかということです。私はそういうことはよろしくないと思ひてゐるんです

が、そういう問題についてははっきりした態度を言うべきである。それでなければ、日本の国の自主的な立場がない。これはアメリカの言うところのことを外務大臣は言つてゐるんですから、それじゃよくないと思ひます。

○椎名国務大臣 それは今日の世界情勢下においては、やはり力の均衡ということが必要でありまして、それは各国の選ぶところにまかせなければならぬ、こう考えます。

○石野委員 それじゃ私はこれで終わりますが、いまの答弁は非常に不満です。そして、この問題は今後わが国が軍縮会議に参加するにあつたての基本的な態度として、もう少し煮詰めなければならぬ問題だと思ひます。この問題については、他日私は外務大臣または総理の所見も承りたいと思つておるんです、きょうは時間がありませんから、これで終わります。

○永田委員長代理 戸叶里子君。

○戸叶委員 いろいろな問題は次の機会にいたしまして、わずかな時間に、韓国に日本の漁船が拿捕されておるんですが、この問題について二、三お伺いしたいと思ひます。

去る十四日に日本の漁船の第五十三海洋丸が韓国に拿捕されて、この問題は国会でもたびたび取り上げられておるんですが、どうも政府の態度に、どうするのかわからないやうな感じがして、態度が見えられませんか、私はその点について、はっきりきょうはお伺いしたいわけなんです。

まず第一にお伺いしたいことは、韓国のほうは専管水域であつたといふことを言つておるんですが、政府がはっきりさせておることは、共同規制区域に日本の漁船がいたのだ、これを韓国が不当にも拿捕したのだ、しかもその中に乗つていた人たちで逃げて来られた人の話を聞いても、非常にひどいことをしてゐる、今回韓国のとつた行為は不当なる行為である、これはまず第一として言われまふ。

○椎名国務大臣 なお、事実を十分に突き詰めたと思つておるんですが、わがほうでは韓国の漁業専管水域の区域から四マイル半離れたところより

中へ近づいておらない。そこで初めて向こうの巡視艇に臨検を受けた。この場所は前から変更がないといふやうに報道されておる。もしそのことが事実であるとすれば、これは韓国はいわゆる協定違反を犯してゐるということになると思ひます。

○戸叶委員 まず協定違反を犯してゐる、これが第一点です。

そこで、私どもが日韓条約を審議しておりますときに、日本のあの条約に対する解釈のしかたと、韓国があの条約を解釈してゐるしかたが、非常に解釈においての違いがあつたといふことで、私どもはあの条約に反対をしたわけなんです。それの一つの理由であつたわけなんです。反対の理由の一つとしては、お互いの国会においての速記録を見ても、条約の内容の解釈が違つてゐるということがあつたわけなんです。そういうことがだんだんにあらわれてくることを私どもは遺憾とするもので、漁民の人たちは、今度の条約を結べばもう安心して漁獲ができるのだと思つてゐたやうな感じが、どうもあつただけに、その打撃は大きかつたと思ひます。私どもがあの条約を審議しておりますときに、韓国では共同規制区域内での旗国主義といふものについては反対であるといふやうな意思表示をしたことがございました。これが新聞に出たことがあつたのですが、まさか韓国の人たちは、旗国主義といふことについては反対の気持ちを持てないのかしらうね。この点は徹底しておるんですか、どうですか。

○椎名国務大臣 旗国主義の問題にも触れまふけれども、向こうは専管水域内である、こう言つておるのであります。でありますから、旗国主義に対する考え方が食い違つておるとは私は認めておりません。

○戸叶委員 旗国主義に対する考え方は違つてゐない。そこで、韓国のほうではあくまでも専管水域であるといふ、日本は正しいデータに基づいて共同規制区域の中であつたといふことを言つてゐる。こういう争ひをしてゐるうちには私はな

い。第一類第四号 外務委員会議録第五号 昭和四十一年三月十八日

りまして、日本の高度経済成長の結果、労力がだんだん不足してまいっております。したがって、従来のように海外移住をしようという希望の者がきわめて少なくなつて、現在激減しております。しかし全然それでは海外移住の希望者がなくなるかというところ、そういう様子ももちろんない。やはり細々ながら移住の希望があり、また海外の日本移民に對する需要も決して衰えておらない、こういう情勢でございます。したがって、この段階にまゐりますと、ただ食うための移住、過剰人口のはけ場を求める移住というような考え方を捨てて、新しい理念に立つた政策を立てなければならぬということになるわけでございます。われわれとしては、量よりも質、そういう意味に移住政策を立てざるを得ないのではないかと、またこれが移住先の各国の希望を満たすゆえんでもある、こう考えまして、農業に限らず、工業その他の技能をもつて移住先の国の諸種の建設に積極的貢獻する、協力する、そういうたてまえをとつていこう、こういう考え方に變えなければならぬ、かような方向に施策を進めているという現状であります。

○永田委員 時間が午後になって、もうだいたいおそくなったのですが、まだ田原先生から御質問があるようでありますから、私はきょうの質問の核心の問題をお尋ねしたいと思います。

それはどういふことかといふと、この移住事業団に對しては政府もずいぶん金を使つておるのです。われわれも予算をとるときに一生懸命走り回つたわけであります。この予算を見まして、これは去年の分でありまして、外務省の予算で、交付金が十億二千五百万円ある。産投の出資金も六億、運用部の借入れ金も六億あるというようなく、あいで、予算の総額が二十八億幾らという金を事業団が使つておるわけであります。私どもはこの相当な金額が有効適切に使われておればもちろん歓迎すべきことであるし、われわれもそれを期待いたしておるのであります。最近、私は妙なうわさを聞きました。それは、去年の十一月ごろに、去年の七月にさかのぼつて大幅な昇

給、ベースアップあるいはレベルアップを行つたといふことであります。そういう事実があつたのかどうか。しかも、そのやり方が、聞くところによると、部長、課長クラスの上のほうに非常に厚く配給があつて、下のほうの職員は一号か二号上がった者もあり、上がらなかつた者もあるといふことを聞いたのであります。廣岡理事長にそのベースアップなりレベルアップをしたかどうかといふことの事実をまずお尋ねしたいと思ひます。

○廣岡参考人 昨年の十一月に、ただいまお話のありましたベースアップというような意味でなく、事業団内部の均衡をはかるとともに、ほかの公団、事業団等との不均衡を是正するという意味におきまして、格づけの変更といふことを実施いたしました。

○永田委員 それはどこにそういう金があつたのですか。そしてアップした金額の総額はどのくらいでありますか。ちよつとお聞かせをいただきたい。

○廣岡参考人 お答えいたします。総額はただいま調べさせて御返事いたしますが、財源は人件費であります。

○永田委員 私どもも国民の一人として常識的に考えるわけでありますが、一般の民間の会社なんかで考へてみますと、事業が非常に順調に発展をして、利潤も上がるといふ場合には、職員の給料を上げたり重役の給料も上げる、あるいはボーナスも上げるということはけっこうであります。移住事業団の成績といふと、こればかりじゃないと思ひますけれども、最近の移住者の数だけを考へてみましても、昨年、ことしあたりは非常に減つてきておると思うのです。これは政府から発行された統計を見てみてもおわかりと思いますが、戦後の移住者は、二十七年に始まりまして、五十八人と書いてある。二十八年が千四百九十八人、二十九年が三千幾ら、三十年も三千幾ら、三十一年度は六千幾らに上つてきて、三十二年、三十三年、三十四年は七千人台の移住

者があつたわけですね。三十五年度が戦後の最高でありまして、三十五年度には八千三百八十六人と書いてある。ところが三十五年度をピークにしてあとは減る一方であります。三十六年度は六千幾らに減つてしまひ、三十七年度は二千八人になつて、三十八年度は千五百人、三十九年度は千人以内、こういうふうに千人を割つてきたわけであり

ます。これは普通のわれわれの常識で考えますと、三十五年度に八千幾らもあつたものが今日では千人を割つてしまつたとすると、これを一般の会社等の売り上げ高と比べると、これを適当にやないかもしませんが、五年前のピーク時代に八千人あつたものがいまは千人以下になつておるといふことは、それだけ事業が不振と考へても差しつかえないと思ひます。普通の会社で売り上げ高が八分の一に減つてしまつたといふようなことになれば、大会社ではおそろしく重役はボーナスを返上するだらうし、職員のベースアップもやらない。そういうことをしなければ、会社は保つてい

かない。中小の企業であれば、八分の一に売り上げが減れば、あるいは倒産をしておるかもしれない。こういうときに事業団が、これは親方日の丸だからといって、逆にベースアップも普通にやるし、ボーナスも四・二カ月と書いてありますが、理事以下職員みな四・二カ月ももらつて、その上に部長課長連中が五号俸も一ぺんにアップした。これはどう考へてもおかしいのじゃないか。指名大臣、ちよつとお聞きになつておつてどう考へになりますか。これは外務省が監督官庁でありますので、事業団のこういうやり方を事前にお聞きになつて認められたのか。あるいはこれは事業団内部で考へてやれることかと思ひますけれども、こういうことを監督官庁としてあとでお聞きになつてどうお感じになるか、ちよつとお漏らしを願ひたいと思ひます。

○指名国務大臣 移住事業団の場合は特殊な事情があるものでありまして、他の事業団と比較してもともししく均衡を失つておつた。こういう状況にあつたのを是正の意味でやつた、こういうこと

でありまして、これは理事長の権限でできることでございますから、問題は、程度問題としてこれがはたして適當であるかどうかという問題に落ちつくわけでありまして、数字上の問題については、所管局長からお答えいたします。

○廣岡政府委員 事業団が昨年の十一月にいわゆる給与の格づけをいたしまして、部長のところで五号俸までアップしたといふことでございまして、全部が全部五号俸アップしたわけではなく、先ほど事業団の理事長から御説明があつたとおり、ほかの事業団との振り合ひで、特に経験年数の高い者が五号俸まで、もちろんその振り合ひをすれば五号俸以上にもなる人がいたさうであります。最高限を五号俸にしてやつたといふことで、それ以下あるいは二号俸、三号俸で調整された者もいろいろあります。

○永田委員 さつちちよつとお尋ねして御返事があつたかと思ひますが、どこにその金があつたのか、もう一度廣岡理事長に伺ひたい。

○廣岡参考人 人件費から出してあります。

○永田委員 人件費といふと、一番初めに振り当てた人件費の中に余分があつたわけですか。

○廣岡参考人 欠員分とかそういうようなものから捻出すれば、それだけ引き上げるだけの財源があつたといふことで実施したのであります。

○永田委員 それでは、総額どれだけ上げられましたか。

○廣岡参考人 ただいま調べましてすぐ御返事いたします。

○永田委員 最高五号俸アップとおっしゃいましたね。五号俸アップですか。

○廣岡参考人 その間の事情を簡単に御説明いたします。

ただいま廣岡局長から大体のところ御返事がありましたように、この海外移住事業団が三十八年七月に発足いたしまして、從來ありました海外協会連合会と振興会社、この二本が一本になりました。その業務を引き継いで発足いたしましたわけでござ

います。その両者から引き継ぎました職員給与は、当時まだ給与規程がございせんでしたので、とりあえずその当時におけるその人たちの格づけで済ませたわけでありました。その後、振興会社と海協連との間にも給与の不均衡がございましたので、この点を是正いたしました。またその後給与規程が、三十九年の四月だったと思いますが、きまりましたので、この給与規程から見ますと、先ほど局長から御説明がございましたごとく、事業団の内部においても不均衡な点がある、またほかの事業団、公団の関係を見ましても著しく不均衡な点が見受けられたわけでありました。特に五等級とかあるいは四等級の比較若い職員、新規採用の諸君、そういう人たちは、ほかの事業団、公団と比べましてもさしたる格差はございせん。ただ経験年数の長い、したがって比較的上級の幹部の諸君の給与を比較いたしますと、これは著しく安いという状況になっております。したがって、いまして、この際にこれを是正しておく必要があるというところ、しかも新規採用して入ってきた人が五年たち十年たち二十年たった際に、これらの上級の人たちと比べてみますと、それよりもはるかに高い号俸の給与になるという内部の事情もございまして、彼此いろいろ勘考いたしました結果、部課長、調査役、それから在外の支部長の者につきましては最高五号俸の範囲内でこれを調整する。その以下の四等級の者、五等級の者につきましては、在職年限また海外の在職年限等を考慮に入れます。四等級の者につきましては二号アップ、五等級の者につきましては一号アップというようにもって、総体的な調整をいたしましたわけでございます。

○永田委員 ほかの事業団との比較というのは、どういふ事業団のことを言われるのですか。
○廣岡参考人 海外協力事業団、これが比較的この事業団と発足を前後いたしましたので、この事業団、あるいは雇用促進事業団等の事業団との関係を考えてみました。
○永田委員 この金は、民間のものと違って、税金を使っているのですから、私はやかましく申し上げるわけなんです。ほかの事業団と比較をして部長は同じようにするとか、課長は同じようにするとおっしゃいますけれども、これは民間のもので考えてみると、たとえばAという紡績会社が非常に成績がいい、Bという紡績会社が非常に成績がいい、そうならば、Bの重役はボーナスをたくさんもらい、職員は給料をたくさんもらってもいいですよ。ところがCという紡績会社は業績がよくない、よくないけれども、BがCから重役はみな同じにする、部長クラスはBがCから重役はちよつと常識では考えられないわけですね。この移住事業団というのは、ほかの事業団に比べてさつき申しましたように、民間で言えば事業不振なんですよ。もう倒産寸前にあるような状態だと私は思う。それがほかのものと同じようにしなければならぬ、これはどういふことなんですかね。

○廣岡参考人 お答えいたします。
なるほど実数の上から見ますと、海外移住渡航者数は逐年減っております。先ほどのお話のとおりであります。しかしながらそれが減る一方であるかというところを考えると、昨年の総理府の世論調査におきまして、移住希望者は逐年増の形にありまして、それからまたこの一兩年の顯著な事例といたしまして、私も感じがいたします。これは、青少年層、特に青年層の海外に対する関心というものが非常に向上してまいっております。また、事実、船で渡航いたします者を見ますと、従来は家族が非常に多かったものでありますが、最近では単独青年の渡航者というものが非常にふえてまいっております。数が著しく減ったといえます一つの理由は、従前は家族数として一家五五人、七、八人というものが渡航しておったのであります。家族数はなるほど減りましたけれども、単独青年の数はこれに比較いたしましたウエイトが非常に高まりつつあるという事実。それからまたブラジル等に渡航いたします技術移住者が逐年増進いたしております。昨年と比べま

しても、この三三年の実績を考えてみましても、この技術移住者の渡航というものは数において非常に飛躍的にふえていくという事実がございします。また、御承知のようにカナダとかアメリカにおける移住の道が非常に大きく開かれました。特にカナダ移住につきましては、これが軌道に乗りつつあるという事実を見ますと、私は、先ほど大臣のおっしゃいますように、なるほど量におきましては減ったかもしれませんが、その質におきましては減ったか、この質的転換によって海外移住の興味というものがあらわれつつあるのではないかと、そういう見方を私はいたしておるのであります。しかも今回渡航費が補助金に切りかえられましたことなんかも、今後移住に対する関心のムードを盛り上げてまいらるものじゃないかと考えます。

また、現地におきましても、何と申しましても移住者の定着、将来への安定というところを施策の中に十分考慮してまいらなければならぬのであります。定着、安定のためのいろいろな施策を盛り込みまして、そうして内外ともに、移住者の定着、安定のための施策を講じてまいりたいと努力いたしておるのであります。私は、先ほどお話しにありましたような、移住というものがすっかり姿を消してしまおうというには実は考えていないのであります。今後ともそういうことで努力いたしてまいりたいと思っております。次第でございます。

○永田委員 先ほどベースアップをされた、最高五号俸アップとおっしゃいましたが、部長さん、課長さんはみんな五号俸のアップだということですか。課長補佐あたりは三号俸ぐらいですか。その基準をちょっとおっしゃっていただきたい。

○廣岡参考人 担当課長から説明いたします。
○増田参考人 それではお答えいたします。部課長につきましては五号俸アップというのは、一律に五号俸アップというわけではございせん。部課長の中でも不均衡の著しい者は五号俸の範囲内で調整する、格づけのし直しをするという

ことでありまして、全部が全部五号俸上がっているわけではございせん。中には一号俸の調整にとどまったものもありますし、二号俸の調整にとどまったものも部課長の中にもあるわけでございます。

それから部課長に厚くということでございますけれども、これは先ほど理事長から説明がありましたが、うちの格づけといいますが、事業団発足当時まだ給与規程が、これは外務大臣の認可を受けてつくるわけでありましたけれども、できておりませんでしたので、とりあえず、従来の海外協会なりあるいは会社の月給といいますが、それをもとに大体金額をはじいたわけでございます。その後給与規程ができて、その給与規程から、たとえばこれは基準がきまっております。大学の新卒は五等級の一号である、それから毎年一ぺん定期昇給をやっていくというように、これに当てはめてみますと、だんだん上に行くほど開きが大きくなっていく。下のほうほど薄くというところでございますけれども、新入職員、大学を新規に出て格づけられました職員は五等級の一、これは大体他の公団、事業団等々とも給与規程のバランスがとれておりますので、極端に言いますと、新規採用職員についてはそういう調整の必要は全然なかった。それがだんだん五年たち、十年たちするうちに、従来もらつておりました会社、海協連の給与をもとに格づけられた格づけが、給与規程から照らしてみますと、違ひが大きくなつてきたというところがございます。したがって、部課長といいますが、三等級くらいになりますと、いま言いました最高は五号俸の範囲内くらいで調整いたしましたわけでございますけれども、それに伴いまして、四等級、五等級というののもそれとあわせて、二号俸なり三号俸あるいは一号俸というのがあります。そういう調整を行なったわけでございます。

それから先ほど調整に要した金額は総額幾らかという御質問がございましたけれども、これは総額で二百五十三万三千円、これは七月からさかの

ぼってやりなしたので、単純に月割りといいますが、七月から三月までの分がそれだけでございまして、月に直しますと、約二十八万円程度という金額になっております。

ちなみにわが事業団の人事費の月の総額は約一千五百万円程度でございますから、その金額から見ますと、そのパーセンテージといえますか、調整に不当に多くの金額を使ったということはないのではないかと思います。

それから他の事業費から人件費を持ってきたという事であればあれですけども、これは先ほど言いました予算単価で大体人件費は定員何人とはじかれていくわけでございます。ところが先ほど申しましたような関係で、うちの事業団の職員の格づけが相対的に低くなっておりますので、現給といえますか、予算単価との間に開きがございます。その開きの範囲内で調整を行なったもので、他の費目からの流用といえますか、そういうことはないわけでございます。

○永田委員 私、おたつの事業団の人から手紙をもらったんです。それはアップのやり方が非常に不公平だという意味のことが書いてあるのです。私はいま伺って大体わかりましたけれども、氏名は避けて、この手紙をちよっと読んでみます。

初めの方はずっと省略して、「全く何が基準になっているか判らないものばかりで、本部ではこの度の給与調整を称して『山賊の山分け』と呼んでいるそうです。本部の責任者は事の意外に驚き、騒いでいるのは一部だけだと言っている模様ですが、九州、四国、近畿、中国等の一部を除いて、大部分の県は二月八日、九日の所長会議当日まで全然その事実すら知らされず、当初初めて事の次第を耳にして、あきれ果てて言う言葉を知らず、果然として間に会議の幕切れとなり、不平たたらで帰って行ったというのが実情です。会議における本部側の説明で全員了解云々などというのはいくつの詭弁で、午前十時から本件の特別討議という緊急動議は本部側から一方的に蹴られ、僅かに十一時半から正午まで本部側から一方

的な説明があっただけで、質問には全然返答らしい返答もしない中に時間切れというのが真相です。」「本部は、予算に限度があるから先ず本部を上げておいて、次第に地方に及ぼすというのを言訳にしておりますが、その本部の昇給自体が個々に見れば何の基準もなく、全くのお手盛りで、うるさ型とか迎合タイプ、一部出向組だけに五号俸の昇給を認めたというずさんさです。当初は七号俸一挙昇給の計画だったというから、その無茶さ加減には驚かざるを得ません。」「本部の役員、幹部連中はそれについての責任を感じべきであると愚考致します。」「これはおたつの事業団の中の人から来た手紙なんです。このほかにもう一つ、これはきょう読むのをよそうかと思つたけれども、いろいろ言いわけをされるので、もう一つ別の手紙がありますから、ちよっと聞いてください。これはそれよりだいぶ前のものであります。」「去る十一月六日、突然、一部職員と管理職にある者に対し、七月に遡り人件費予算残額の配分がございました。」「人件費予算残額」と書いてある。」「もらった人達も私の見た範囲ではケゲンな面持ちで、」「いふなれば、金で横面を叩かれたような憂鬱な気持ちであったことと思われ。」「数日後の課長会で昇給基準として、人件費予算四百万円を事業団限りで配分、管理職は他の公団、事業団並にレベルアップするため、五号アップ、職員は、在職五年、海外歴二年以上ある者に対し五等級の者は一、四等級の者は二号アップとのことでした。」「管理職五号アップも海外歴二年も四等級と五等級を区別するのも変に思われ、こんな昇給をするなら、今後帰国する二年以上の海外歴保持者も対象にされねばならず、人件費に余裕を生じたからといって管理職にだけあつくするのどうかと思われ。」「七月に遡って特定者に配分するのなら、もっと広く浅く一人でも多くの職員に公平に均てんされるとともに、いままでアンバラとなつて

いる者にこそこの際調整してやるべきだと思つた。十一月八日午後」——こは人の名前が書いてあるからちよっと読みませんが「A課長に、人間の能力はそう差のあるものではない。移住の仕事はケース・バイ・ケースで処理することが多い。職員が気持ちよく働ける状態におくには給与とポストで公平を期するべきだ。今度の配分基準は何か。勤務の性格が加味されているならば現地で問題のあった人間はまさか二号アップというようなことはなかったでしょう。また今回昇給済みの分はどう措置するかという意味のことを質問したところ、特別昇給で今回洩れた人のことを考えている旨回答がありました。不十分な回答でしたが、「一応趣旨はわかってもらえたものと考え引下つて来たところ、その夕、私の申出内容がB氏からCに伝えられ、現地で問題のあった職員イコールCとむすびつけ」云々、こういうのです。これは何か暴力事件が関係しておることが書いてある。この問題が不公平であったという理由にして暴力事件があった。このベースアップが不自然であるという意味と同時に、内部のあつれきが表面化したものだと思ふのですが、内部の配分がよくなかったかどうか。これは私がいま特にここで強調することではございませんが、ただこういう給料のベースアップなり格づけをいきなり五号俸上げるといふようなことは、いままでには官庁関係の事業団なんかでも行なわれなかったことじゃないかと思ふのです。こういうことを事前に監督官庁である外務省に相談をされてやられたのか、外務省のほうとしてもこういうことをどういうふうにおとりになるか、廣田局長、監督者の立場としてこういう異例なベースアップというものをどうお考えになるか、外務省の立場としてひとつお尋ねしたいと思ふ。

○廣田政府委員 お答えいたします。今回の格づけの調整につきましては、事前に私どものほうに御相談はなかったのでございます。もちろん格づけそのものは理事長の権限にあることとでございますのであれでございますが、ただ今回のように相当大幅な調整をなさる前には、ちよっと事前に相談していただきたかったと考へております。

それから予算の範囲内でいろいろやられたわけですからその点はいいのでございますけれども、しかし少なくとも一部に不平があったとすれば、今回の措置を事前に周知徹底させないでやつたために起きたことだと思ふますが、一部にでもそういう不満の人がいたということは、やり方としてはなかなか手ぎわが悪かつたという点を考へておりまして、その点は理事長に私からそういう意味で注意を喚起してございます。

○永田委員 私は与党の立場でありますし、実は私があるいは政務次官をしてもらったことかとも思ふますので、監督不行き届きがあつたかもしれません。以後誤解のないように、こういうことは世間で考へて常識的ではないと私は思ふのです。こういうことを十分に外務省は監督をしていただきたいと思ふます。以上で終わります。

○高瀬委員長 田原春次君。○田原委員 私からも海外移住事業団の職員の給与の問題について、大体永田さんが御質問になつたような線に沿つて一、二申し上げたいと思ふます。

それは私のところに来ておる投書もありまして、人も来て言つたのですが、それは現地重点主義になつていないという意味の不平なんです。中央本部に各省から来ておる部長級だけが五号俸上がつている、それから各省から来ておる課長級が四号か三号上がつたが、現地は全道北海道から九州まで、各県に行つて実際に移民を募集する仕事をやっておる者に対してはまことに薄い、そういう点の不平なんです。私は、労働組合がありますから、労働組合に話して、もし必要とあらば総評等に加わしてもいいから検討するようにと言つておいたわけなんです。ですからいま永田さんの質問で大体わかりましたが、いまからの処置を聞きたいと思ふます。そういう不平があるならば、今後の移民募集上もなかなか成績が上がると思ふます。しかしながら物価も上がつておりますから、最下級の職員の給与を上げるといふこと、それか

ら最高の部長級の給与を遠慮するという方法はな
いか。国会議員も一昨年の九月から歳費が上がっ
たわけでありすが、われわれは一年半遠慮いた
しました。そういう美談もございすから、調整
方法としては、問題になった以上、また外務省も
忠告するものでありますから、何か調整をし
て、百人から百員みんなが気持ちよく働ける
ような方法を講じてもらう、そのことについて、
事業団の理事長、それから外務省の局長の御答弁
を願いたいと思ひます。

○廣岡参考人 今回の格づけの問題につきまして
は、われわれ実施いたしましたことにつきまして
いろいろ御批判もございました。私も今度のこと
でもって必ずしもこれが完ぺきだとは考えており
ませんし、また将来なるべく早い機会にこのアン
バラを是正していくことに努力いたしたい
と考えております。

○廣田政府委員 ただいま理事長から御説明のあ
りました点を、われわれも監督官庁といたしまし
て十分徹底させるように、今後ともやっていき
たいと思ひます。

○田原委員 これが調整としては、先ほど触れま
したように、昇給漏れあるいはほかの団体に比べ
てはなはだしく低い条件にあるわけで、これの引
き上げをやるのが一つの方法だと思ひます。か
ら、至急四月一日から実施できるように、新年度
の予算で調整ができるようにしてもらいたいと思
ひます。

次は海外移住事業団法の一部改正に際しまし
て、私は日本社会党を代表して二、三の質問をし
たいと思つております。

第一は、事業団または移住局、どちらからでも
いいのでありますが、最近三カ年における海外移
住の実績の数字を出してもらいたい。実績を三
年間に分けて、イが拓植農民の数、三年間で二
年間でもいいですから、出してもらいたい。ロは
技術移住者の数、これは国別でも総計でもいいで
す。ハは一般の呼び寄せ、花嫁その他の数、これ
をお尋ねいたします。

○廣田政府委員 移住が再開いたしましたのは二
十七年でございすが、本年までにいわゆる渡航
費を貸し付けて出た移住者の数でございすが、
全体で五万七千八百三十八名となつております。
そのうち、農業関係、いわゆる拓植移住者の数で
ございすが、これが五万六千三百一十一名、技術移
住者が九百十三名、その他、その他の内訳はござ
いせんが、大部分が呼び寄せ移住でございすが
、六百二十四名、こういうこととございす。

ごく最近の三年間を申し上げますと、三十七年
度が、農業移住が二千四百四名、技術移住が七十一
名、その他が二十六名、合計二千二百一十一名でござ
いす。三十八年度が、農業移住が千四百五十五名、
技術移住が八十九名、その他二十二名、合計千五
百二十六名、それから三十九年度が、農業移住が七
百六十一名、技術移住が百八十八名、その他が二百三
十六名、合計千五百五十五名でございす。これはま
だ三月末までのあれはございせんが、この表で
申し上げますと、一月末ごろの表でございす
が、四十年が、農業移住が四百二十八名、技術移
住が百四十五名、その他百五十四名、合計七百二
十七名となつております。

○田原委員 御答弁の最近三年間の数字によりま
す、農業移住がずっと激減してゐるのはどうい
う原因であるかということ。一面、わが国の
農業構造改善事業で約七割の農民が農村から離れ
ていく傾向になつておるものであります。したが
つて、ふなれな都会の重労働につくか、あるいは農
業を生かしてどこか適地をさがすか。さうが場合
に国内に適地をさがすか、国外か。一応構造改善
事業の一種の犠牲者の心境になつておる。そうい
う場合に海外移住ということが始終知られておれ
ば、それじやひとつ行つてみようかという気持ちに
なると思うのですけれども、そういう努力が足ら
ないのじやないかと思うのです。努力が足らぬと
いうことは、農林省と外務省との間、もしくは海
外移住事業団と地方の農協との間の横の連絡ある
いは協力が足らないのじやないかと思ひますが、農
業移住の減つた理由をひとつ知らせてもらいたい。

○廣田政府委員 一番初め大臣から御説明があり
ましたように、この十年間、三十五年をピークに
いたしまして、ずっとこのところ減つてゐるので
ございすが、当時大ぜい出ましたころは、まだ
満州とかそういうところから引き揚げられた方
方、ある意味で言へば、海外でそういう農業ある
いは拓植等に御経験のある方が内地に引き揚げら
れてたくさんいらしたもので、それから再び戦後海
外移住の道が開けましたときに、わりあひに気軽
と言つちやなんでもございすけれども、経験がご
ざいすので、そういう方々が特にブラジルで
ございすが、中南米方面に出られたと思ひます。
そういう層がいわゆる出尽くしたというのが最近
の姿じやなかろうか。しかし若い人の間に再び、
別の意味でございすけれども、自分の能力を大
いに海外において伸ばしたいという気持ちでござ
いすので、むしろ若い青年の間にそういうものが
あふれた。したがつてまた技術移住者の数が昨年
とことしを比べますと、倍近くになつておるとい
うことも、そういうもののあらわれかと思ひま
す。

○田原委員 私は必ずしもそう思ひません。やは
りこれは努力の足らぬせいじやないかと思ひま
す。ともかく農業離村者が相当ふえておること
は事実なんです。したがつてそれをとらえて心
機一転させるような努力が足らなかつたのじやな
いか。それはいろいろ努力の足らぬ点については
理由があると思ひます。地方に配置した職員が足
らないという面もありましよう。また宣伝、啓蒙
の方法が足らない点もあると思ひます。そうい
うことに対する反省と対策がなければならぬ。こ
の数字で見ますと、年々農業移民が減り、それか
らわずかな数で技術移住者がふえてゐる程度であ
りまして、それも三年間に八十九名から百八十八
名、百四十五名、まことに驚くべき貧弱な数字だと思
ひます。

そこで、対策について第二点の質問をしたいの
は、移住者を増加するにはどういふ対策があるか
ということ、具体的な対策を聞きたいと思ひます。

○廣田政府委員 農業移住の点につきまして、た
とえば北海道であるとか東北のいわゆる開拓農
の方々のうちで、集団的に出たいというあれもござ
いす。特に岩手県を中心いたします東北六県
は相当具体的に計画も進みまして、イグアス移住
地に行く計画が現在立てられておまして、五年間に
三百戸。来年度、四十一年度にはもちろんそのう
ちの一部分でございすが、そういう計画もござ
いす。そういう国内の開拓農の、北海道、東北
地方のそういうものに働きかけた。事業団とし
てもこれを熱心にやつております。

それから何と申しまして、現地の移住地の事
情が芳しくなければ後続部隊が続かないわけであ
りますので、現地の、特に事業団直轄の移住地
について、向こうに行かなくては定着しやすいう
に、移住地の改善をする。あるいは農事試験場を
つくるとか、あるいは畜産センターをつくつて、
そういう畜産のほうの指導もする、いわゆる農業
指導。それにやほり教育とか医療の点も、診療
所、病院、学校等の施設もだんだん増設いたしま
して、現地に行かれて、向こうで定着できるよう
な施策もやつております。また今後ともこういう
努力を続けたいと考えております。

○田原委員 私は現地の施設についてはあとでま
た質問いたします。移住者が増加しない、もしくは
は思うように増加しない、もしくは予定より減少
している理由の一つとして、中央各省の関連事項
に対する積極的な協力が足らないのではないかと
思ひますので、以下各省別にお尋ねしたいと思
ひます。

まず第一に労働省にお尋ねします。労働省は失
業者の職業訓練等やり、国内向け就職並びに海
外に行きたい者は海外に出していくというお考え
でしようか、どういふお考えでしようか、何か施
設をやつておりますか。

○佐柳説明員 お答え申し上げます。労働省とい
たしましては、海外移住の希望者の中において、
技能を身につけて就職をしたいという者につい
ては、公共職業訓練所の施設を利用いたしまし

て、その施設の中における六カ月間の訓練を経ました者についての指導によって、海外への移住を援助いたしておるわけでございます。

○田原委員 その職業訓練所の訓練生の募集数もしくは方法、あるいは訓練所内の訓練中における生活費等の問題、それから終了後海外に何名くらい出したか。最近三カ年くらいの数字はわかりませんか。

○佐柳説明員 訓練所の所在は秦野一カ所でございます。ここにおいて用意いたしております訓練職種は、機械と仕上げ、この二職種でございます。そうして定員はそれぞれ一期十五名といたしております。

なお、この訓練所に入所いたしております者の訓練の担当につきましては、失業保険の受給者であります者につきましては、その者の給付期間を、訓練期間延長して支給するというをいたしております。

それから出稼をいたした数字は、期別に申し上げますと、現在まで一期から八期まで終了いたしておりますが、この間においてこの訓練所の訓練を終了し、海外に渡航いたしました者の数は七十九名でございます。

○田原委員 失業者の数は本年でどのくらいと見ておりますか。炭鉱労働者等を合わせての概数でけっこうです。

○佐柳説明員 日本におきまして失業者の総数は、毎月の労働異動調査によって把握いたしておるわけでございまして、毎月の調査時点の過去一カ月間におきまして、就職の意思があり、労働能力があったにもかかわらず収入のなかった者という定義のもとに把握しております失業者の数は三十八万となっております。

○田原委員 非常に厳格な規定によって算出した数字が三十八万であります。実際に職業訓練所に入っている者は一回が十五名であるというのは、数の上ではほんの申しわけのないものじゃないかと思ひます。神奈川県秦野の訓練所に入る者は、大体関東地方といわなければならぬ。関西中小企

業の倒産等は、御承知のように負債一千万円以上とみなして、昨年一年間で六千件の件数になっておるわけでありまして、その推定従業員数も数十万人だといわれております。それがあなたの言われた数字に入っておりますかどうか知りませんが、いづれにいたしましても、職業訓練をして、国内での再就職もしくは海外に移住するとなれば、関西に一カ所と、炭鉱閉山の産炭地、たとえば山口、福岡、佐賀、久留米に一カ所くらいは当然つくるか、あるいは県の設備に委嘱してやらせるか、委託してやらせるべきじゃないかと思うのです。そういう方針をなせ立てなかったか、申しわけのう。

○佐柳説明員 ただいま先生御指摘のように、現在でございますのは神奈川県秦野でございますけれども、ここに入所いたします者は、全国各地から入所いたしますように、本省からも入所期におきます各県への指導、各県下の安定所の窓口におきます適格者の募集、この面について協力をいたさせておるわけでございます。

○田原委員 国内の失業労働者の数に比較して、はなはだしく少数でありますので、やはり地方公共団体に委嘱するなり、各種の民間団体に委嘱するなり、あるいは本省直接に経営するなりして、少なくとも年間一万人くらいは訓練所を出て、その大半が国内で再就職でき、そうして最小限二千人くらいは海外へ出すようにすべきだと思ふ。そういうような御努力をされる御意思があるかどうか、ひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

○佐柳説明員 先生も御承知のことと存じますが、現在労働省でとっております海外移住者の求職受け付け、あるいはその取り次ぎにつきましても、仕事は、海外移住事業団の地方支部に対する協力とともに、私も協力に密着いたしまして、鋭意その希望者のありましたものについての相談、選考等を努力いたしておるわけでござい

ます。しかしながら、海外移住におきましては、それだけの、たとえばブラジルの場合で申しますれば、職種において限定がございまして、あるいはまた、技能者としての資格上の要件がございまして、たとえば年齢は二十歳以上であるとか、実務経験が五年以上であるとか、その他の資格要件も定められております。したがって、これらの資格要件を備えております者が現実には非常に少ないというのが現状でございます。と申しますのは、

昨今のわが国の労働事情は需要供給関係がアンバランス、要するに供給が少なく需要が大きい、このような面から、国内における特に技能労働力の不足が目立っております。昨年二月に調査をいたしました全国調査によりまして、現在わが国の産業内において約百八十万の技能労働者が不足しております。産業において切実にこの数が必要とされておるはずである。このような面からも、技能労働者が海外に出て就業を希望する方の意思を決定してとめておるというのではなく、国内における大きな需要、これがまた適格条件等とからみ合ひまして、現実の海外移住状況になつておるものと考えておるわけでございます。

○田原委員 われわれが見ておるところとはなはだしく異なつた、まだまだ及ばない点が多いようでありまして、今日のところは一応その程度にしておきます。

次は農林省の方にお尋ねいたします。最近二、三年間における数字をまず出してもらいたい。その数字は、第一は農業改善による離農者の推定の数字です。それから第二は、終戦後引き揚げて練兵場などに入りました開拓農民、これの最近の傾向はどうなつておるか、一戸当たりの負債額等もわかればこの際承りたいと思ひます。

○横尾説明員 最初に御質問のございました最近におきまして離農者の数でございますが、一九六五年のセンサスの結果によりますと、最近五カ年におきまして年率一・三％の農家の減少を来しております。一方、新設農家がございまして、差し引き計算をいたしますと、離農家数は年率一・五％になるかと存じます。その数は年平均

で、これは大体の数字でございますが、八万戸になろうかと思ひます。

それから第二点の入植農家の状況でございますが、入植農家のうち離農をする、一応入植をいたしましてまたその入植をした農家が離農をするというふうな農家戸数は、一応の推定戸数でございますけれども、三十九年六月、若干古い時点での推定戸数でございますが、北海道で四千五百程度、北海道以外で六千五百程度、合わせて一万一千というふうなことが推定をされます。これはいままも申し上げましたように推定戸数でございます。

○田原委員 合計推定一万一千戸は今後もやはり続いていくのか、さらにそれが減少していく傾向であるか、どうでしょう。

○横尾説明員 開拓者の離農につきまして推定戸数を申し上げますのは、三十九年六月現在の状況から推しまして、今後この程度の離農農家があるろう、こういう数字でございます。

○田原委員 離農したあととは知らないのですか。離農者に対して自分の先祖代々の土地でやっていけるように他の方法を指導するか、あるいは都会に出て子供が就職するか、あるいは一家ぐるみで海外へ出るか、ただ数字だけ出ておつてもどうにもならぬ。対策がなければならぬと思ひます。農林省としての限度はあるでしょうけれども、それならば、これだけの離農者が出るから、これを海外移住事業団等と連絡をとってやっていくとか、何かそこに対策がなければいかぬと思うのですが、どういふ対策を持っておりますか。また移住問題に関連してどういふ対策をやつていますか。

○横尾説明員 移住に關係をいたします対策を分けて申し上げますと、第一点は、海外に移住しようとする方々にその機会を提供し、かつ合理的な移住が可能になるように、啓蒙、相談、募集、推薦等に関する事務に關することでございますが、大まかに申し上げますと二つの組織を使ひまして、その二つの組織の相互間の緊密なる連絡のも

とに、海外移住事業等とも連絡をとり、推進をする、こういう考え方に立っております。

その二つの組織と申しますのは、一つは拓植農業協同組合連合会の系統組織でございます。これは御承知のとおり三十七県に県の連合会ができております。その上部組織といたしまして全国の連合会があるわけでございますが、この組織におきまして、海外移住のために必要な諸知識を付与いたしますと同時に、海外移住に關します事務を扱います農協の職員につきまして研修をいたしまして、海外移住の事務が末端で進みますような手続をいたしまして同時に、コチア独立青年等の入植につきまして、募集選考の仕事を海外移住事業等とも連絡をとりつつ進めるという形であり、これは農家労働力対策事業という名前でお呼んでおりますし、これは海外移住のみでなく、もっと広い相談活動の場を提供するというところでやっておりますわけであり、これは県の段階の農業会議所及び末端の農業委員会が中心になりまして、連絡、相談活動をする。このいま申し上げました二つの組織、二つのパイプの相互連携のもとに可及的に合理的な海外移住が可能になるようにしてまいるといふことを考えております。

それから第二点でございますが、海外移住にあたりまして必要な資金の確保に資するといふ点から、開拓基金協会というものを設けて、それにつきましては国の補助と地元の資金の造成、これを軸にいたしまして基金を造成いたしまして、必要な資金について借入れをする場合にその債務保証をする。これにつきましても必要な資金額につぎましての一人当たりの限度額を三十九年に若干改善をいたしまして、できるだけ海外移住者のそうした要請に即応するように努力をしてまいっております。

もう一つ申し上げたいのは、先ほど申し上げました入植者であつて海外に移住する関係の方々に對する措置でございます。離農補助金を國が補助金として出してありますが、一般の内地で職場を

求めるという形での離農者に対しては四十五万円単価でございますけれども、海外移住の方に對しましては五十万円。そのための予算額を申し上げますと、四十年度におきましては九千万円、四十一年度におきましては九千九百万、これは総額でございます。その一環といたしまして、海外移住の方のために普通よりは若干単価を上げまして補助金を出すというような措置を考えております。

ごく、かいつまんで要点を申し上げますと以上のとおりでございます。

○田原委員 その程度のこととは私も知っておりますが、あなたの所屬する農政局の中で構造改善事業課と拓植課とがお互いに連絡がないのです。それは参事官がやるべき仕事じゃないかと思ひます。構造改善課は構造改善だけをやってゐる。そこで八万人からの農業構造改善で出てくる者は、離村すれば海外移住しかないと思ひます。なぜならば、開拓地の北海道その他が状況が悪くて借金などしてゐるのですから、国内の他の開拓地に出すことは総体的にはむづかしいと思ひます。それから、一家ばらばらでやるか、あるいはなれた農業で海外で生活するか。その資金の点は知つてゐます。四十五万が五十万になつたのは知つてゐます。もう一步同じ農政局の中で努力が足らぬといふのがみんなの批評です。お互いの課に何の連絡もない。そういう仕事は参事官の仕事じゃないかと思ひます。あなたの答は実にきれいだけれども、やつてゐることは農政局の中の課がお互いの連絡が切れてゐる。もう少しつなぐ方法はないか、立体的に解決する方法はないか、こういうことでは。

○横尾説明員 御指摘の点につきましては、同一の局内の仕事でもあります関係上、これは関係の各課が緊密に連絡をとつて円滑に仕事を進めるといふことにつきましては私も責任を負つてゐるわけでございます。いままでも努力をしてまいつたつもりでございますが、御指摘のごとく今後な

お努力をいたしたい、こういうふうに存じております。

なお、これは蛇足になるかもしれませんが、先ほど申し上げました組織を通じて、御承知のごとく近年におきましては青年移住者のウェイトが非常にふえております。質的にも向上いたしております。そういうところも一つのポイントにしながら、可及的に合理的な移住が促進し得るよう、今後さらに努力をいたしたい、こういうふうに存じております。

○三原委員長代理退席、委員長着席

○田原委員 関連して大臣にお尋ねいたしますが、大臣の就任以前の問題であります。かつて移住局の場合、農林省から課長を入れて、お互いに総合的に仕事をやらせるようなこともあつたわけでありました。ところが、やはり外務省型と農林省型と違つて見えてしまふきません。また元外務省一本でわかつてゐます。海外に於ける仕事は本職に帰つてゐます。海外に於ける仕事は募集する場合、特に先ほどの参事官の答弁のように八万戸からの離農者が出るといふ場合は、これは外務省一本では国内の募集はむづかしい。海外移住事業も地方にはあります。定員等の関係もあつて、たとえば私の県あたり七名くらいしかいない。そのうち所長、会計、庶務なんかのけますと、四人くらいでとても一つの県をあらわすといふことはできない。最末端の農協を動かすようにするにはやはり農林省がほんとうはその気にならなければならぬ。ところが激しい一本化が二本化かといふ問題がありましたために、どうも私が見るところ、感情的に農林省が引込んで、いまの話のように農業構造改善で八万戸の離農者が出るけれども、海外移住に向かうといふない。外務省やつてみる、お手並み拝見というやうなかつたやうな感じがする。こういうことじゃいかぬと思ふ。したがつて、もう一回考え直して、海外における行政は一本になつておりますから、あとは人事の交流をして、専門家をそれぞれ、たとえば移住局に参事官を農林省から入れるとか、

現地の農業地帯、たとえばバングラデフその他に對しては農林省、あるいはとらによつては労働省の人を、単に伴食の駐在官でなく、領事や総領事にしようといふように有機的にやたらどうかといふことがわれわれ海外移住支援者の仲間間で問題になつております。これは政治的な外務大臣としての処置になると思ひますが、何か移住者数の減少に對する対策の一環として、行政各官庁間における積極的な協力体制をつくる必要があるんじゃないか。途中ですが、あとでまた質問しますけれども、一つお尋ねしておきます。

○椎名國務大臣 事業団には各省から人が入つてその舞台でチームワークをとつてゐるのでありますが、しかし、実際問題としてまだ十分に実績があつてゐないといふことは、やはり何かそれをもつと補充、充実させる必要がありますので、その点から考えると、いま御指摘のやうなことも十分考へてみなければならぬのかとも考へております。十分研究いたします。

○田原委員 先ほどの質問でお聞きになつたか知りませんが、たとえば農林省の農政局の中でも、移住問題と関連なしに技能者を出してゐるのですから、したがつて、事業団に農林省から派遣することはそれはそれでいい、それは実施部隊ですから。しかし、企画、立案、法制、あるいは予算といふやうな面でも外務省の中に従来ありましたので、すけれども、従来は移住課長が一人おつたのが、非常にもめごとをして、出てしまつたやうなことになる。そういうことではないか。外務省にも一人置くやうに前向きに考へてもらいたいといふ希望を申し上げておきます。

次は通産省の中小企業庁の方に御質問をいたします。私も私どもが知つてゐるところによりまして、借金千万円以上の中小工場が昨年だけで六千件倒産があつたといふことが、借金千万円以下のものも入れて概数どりのくらゐあつたか。それから、それらの中小工場の従業員の数、その状況はどうなつてゐるか。失業者のまゝになつてゐるか。倒産中小企業の従業員の概数と、それから現在の再就

職もしくは失業のままになっておるか、その数字をひとつ示してもらいたい。

○山本(重)政府委員 昨年の一月から十二月までの負債金額一千万円以上の倒産企業が、御説のように六千四百十一件ございます。それ以下の倒産につきましては、実は的確な資料がございませんので、中小企業庁及び政府関係の金融機関を動員いたしまして、いろんな角度からサンブル調査をいたしておりますが、私の推測では、おそらく一千万円以上の倒産の件数にやや近いぐらいのもの、それがより小さいところにあるのではないかと、いう推測をいたしております。

それから、そこで働いておる従業員の数でございますが、実はその点は遺憾ながら現在調査資料がございませんので、はっきり申し上げられないのでございますが、先生御指摘のように、おそらくそこに働いていた人の数は何十万という数に一応はなるかと思ひます。ただその際、申し上げておきたいのは、倒産企業の中にもいわゆる会社更生法によりまして操業をそのまま継続しておるところが相当ございますので、倒産企業に働いた者が全部失業して、職を失ったという状況ではないのでございます。たいへんに残念でございますが、ただいまその調査がまだできておりませんが、その数字は申し上げられないのでございます。

○田原委員 私どもの聞いている範囲では、やはり数十万というばく然たる数字でありますから、これは失業保険の問題や訓練、再就職の問題等もありませんで、ちょっと立場を変えて中小企業庁の方に聞いてもらいたいのは、南米各地へ移民が行きまして、間もなくそこをまた離れしてほかの国へ移る者があるのです。たとえばパラグアイを見ますと、パラグアイに農民で行って、そこでうまくいかぬで、隣のアルゼンチンに行った者が推定八百戸と言われている。つい二、三日前にテレビに出ておりましたけれども、それはどうであるかという、テレビの談話を聞いておりますと、自分たちで農作物をつくっても売るとこ

ろがない、マーケットが足りないというのです。

たとえばパラグアイを一例にとりますと、南のほうのエンカルナシオンという第二の都会が人口四万で、その周辺に日本の農村がございまして、それから北部のほうのアスンシオン、首府であります。これが人口三十万足らずである。したがって、町工場らしいものもないのです。そこで、農業移住者を出すはかに、また技術者を出す。ほかに町工場ぐるみの移住というものが考えられるんじゃないかと思うのです。たとえば板張り工場であるとかトタン工場であるとか、何かそういった日本の中小企業、零細企業でも入るような、手工業関係のものでも向こうは非常に歓迎されるはずで、いままであまり力を入れておりませんが、それらの人の負債を肩がわりしてやるとか、現地における営業資金を低利で貸してやるとか、ちょうど農林省のほうで全拓連にやっているように、拓植農業資金というの、農地を売って海外に行く者に対して農地を買い取る人に金を貸すという制度になっている。だから、町工場のほうも、こちで小さな工場があつてつぶれたとする。土地ぐらゐありますから、そういうものの換金に対する援助をする。あるいは現地において、ちょうど日本における国民金融公庫か中小企業金融公庫的な国家機関による低利長期のものを融資をする。そこまで親切にすれば、多少は中小企業が出ていくと思うのです。出ていきましたと、エンカルナシオン市やアスンシオン市に定着しますから、したがって、農村に行つて農業をやっている者は、つくった物が売れるということになる。ただ農業ばかりやっているのへんば、技術者だけというのへんばであります。やはり工場が行かなければならぬと思ひます。少なくとも工場はあなただの所管だと思ひます。これをもっと積極的に、海外移住に関連した中小企業対策というものを立ててもいいじゃないか。そういうことについて今後の対策らしきものがあれば聞いてみたいと思ひわけでありませう。

○山本(重)政府委員 中小企業の海外進出につき

ましては、広い意味の経済協力の推進というような観点からも、私は今後推進していく必要があるというふうに考えております。よく大企業だけ進出して、そのために必要な関連中小企業が周囲にない。したがって能率が十分に発揮できないというふうなケースが間々あるようでございまして、そういう場合に、大企業だけでなく、中小企業も進出していくことが必要であらうかと存じます。現在、実は中小企業庁自体では、その海外の問題までなかなか手が届きませんので、正直に申しまして、私のほうと、それから外務省あるいは通産省の中の経済協力機構と連絡をとって、主として海外問題はそちらへお願いしておるというのが実情でございます。しかし、今後のことを考えますと、中小企業者の中でも海外に出たいという人もございまして、そういう人たちがより安心して行けるような仕組みを充実していくことが必要であらうかと存じます。現在まで行なっておりますのは、ごく一般的な、輸出入銀行の金融とか経済協力基金とか、あるいは日本商工会議所等での技術者のあつせんとか、先生御存じのことでございますけれども、そういうようなことをいたしておるのでございます。その辺をより突っ込んで、またきめこまかく、行きたい人が安心して行けるような制度をつくっていくことが必要であらうかと存じます。

○田原委員 これは必要を認めるだけでなくして、具体的に何か行動を起こしてもらいたいと思ひます。たとえば、先ほど言いましたような、かりに海外移住事業団の中に中小企業庁からも人を出してやるとか、それから国民金融公庫、中小企業金融公庫に海外支店のようなものを設けることができるかどうか。いままで海外経済協力基金は、どこからかという大企業に融資している傾向が強い。それでもまだ資金が相当余っている。ですから、この際倒産中小企業の肩がわりをして、海外に出す機会が来ていると思ひます。ですから、もう少し積極的に総合的に考えるべきじゃないかと思ひます。これは希望しておきます。

次は第三の質問でありまして、先ほどお答えの中にもありましたように、現地にいろいろな施設をすることが、海外に移住者がふえることになると思ひます。そのことについて、私はさしあたり最低次の三つについて、各省の協力を得てやるべきじゃないか。第一は病院であります。第二は小中学校であります。第三は金融機関であります。

いずれもこれが足りないと思ひます。たとえばアマゾンの上流あたりに四十代で家族を連れていった者が、最初の十年間はむやみやたらに働いてはいるけれども、子供が十を越してくると、その付近に学校がない。移住者はたつた二十家族だ。はなはだしきは大家族であるというふうなところもありませう。まるでばらばらです。子供がまるで土着民と同じような性能に低下するのを非常に憂へまして、せっかく成功しておつても土地を売ってサンパウロやその他に出てくるのです。向こうにおける一種の離村傾向があるのです。これは終戦直後、外務省がアマゾンの周辺に非常に積極的な方針を立てて、二十部落くらい出したわけですが、出したけれども、後続部隊が続かないためにそのままになっている。向こうのことでカポクロというのですが、土人ですね。何か全く気の毒な状態になっておるようです。これについて定着したと報告をしておるものがありますが、これはとんでもないことで、あきらめて無力になっている。ですから、問題としては、後続部隊を送ること、後続農民を送ること、そのためには、やはり小学校、中学校、日本式に言うところの小学校程度を建ててやらなければならぬ。サンパウロやブエノスアイレスや、そういう大都会には在留民の共同拠金によりまして学校をつくっておりますけれども、むしろそういうところは、当然それは商社の代表などもおりますから資金面でも楽なんですけれども、ばらばらと散つておるブラジルの奥地にもっと学校等をつくつてやらなければいかぬと思ひます。このことについて、外務省と文部省との間には話し合いがあるのかないのか。たとえば、学校をつくるにしても、資金の問題、それから次は

教師の問題があります。小中学校の教師は、現地を見ますという、有資格者は半分くらいで、あとは無資格者です。日本の高等学校を出たとか、私立大学を出た者が農民で行って、農業が得意なから先生になった者もおります。これは決して悪いとは言いませんが、やはり専門家の、日本での訓練を積んだ教職員が行ってほしいと思うのです。しかし、行くとなると、休職になって行くと、復職も問題であるし、休職間は給与も上がらぬというようなことで、だれも行き手がありません。これはやはり文部省と外務省というものが、もっと国策として、教師の派遣、それから校舎の建築に対する資金の問題、それから教科書——日本で使っている教科書というわけにはいかないが、雪も全然知らないところで雪の話をしてもらわなければならないので、向こうでの教科書をつくる必要があるわけです。それもブラジルあたりは父兄が金を出し合って教科書をつくっております。もっと小さい国、ボリビアであるとかアルゼンチンであるとかパラグアイとか、南社の日本人が行っていても、小さい国にはそういう方法がないのです。ですから総合的な海外在留子弟に対する日本語の普及、これに対する文部省と外務省との協力の体制、こういうことをこの際聞きたいのですが、文部省からでもいいし、外務省からでもいいから、それぞれ聞かしてもらいたいと思います。

○高野政府委員 外務省といたしましては、在外におられる子弟の教育ということは数年来非常に力を入れております。それで具体的には文部省と話をし、教科書、それから現地で校舎を借りる借料、それができない場合には、現地における適当な先生をお願いしまして講師をお願いする、そういう三本立てでやっております。現在までは主として東南アジアに力を入れております。しかし、来年度の予算におきましては、中南米におきましても講師の謝金というのを考えておりまして、逐次各国に人数がふえます。さらに子弟がふえた場合には文部省と協議いたしまして、教官を

各地に送るようにはいたしたいと思うのであります。

○田原委員 外務省の在外勤務者の子弟についても、何か東京に寄宿舎学校をつくるという予算がなかなか取れたようですが、これも一つの方法ですけれども、行ってみますと、たとえばソビエトにおける大使、参事官等の子供は、ある人は小中学校課程はオーストリアのウィーンに留学させておるのです。それからスウェーデンのある大使の子供さんはセネバに行っている。こういうふうなヨーロッパだけを見ても、新聞通信員、それから在外研究員、商社あるいは外交官等の子弟の教育機関というものがいろいろございます。これも西ヨーロッパに一つとか、中近東に一つとか、東南アジアに一つとかはやはりつくって、小中学校程度は自宅から毎日通学できないまでも、土曜、日曜ぐらいはうちへ帰れるようにすることが第一、第二は、そこで勉強した者が日本に転動した場合にトランスレートができるということ。小学三年の課程をやった者が日本に帰ると小学一年の実力しかないということでも落第することがある。だから、公認された学校であるならば日本に帰っても公認扱いすれば、家族ぐるみ向こうへ転動できるわけです。この間文部省の話では、東京へボーディングスクールをつくるというが、東京に外国から帰してもいい者は帰してもいいが、現地におきたい者はそうはいかぬ。だから、ひとり中南米だけではなく、大体海外各地に拠点拠点を設けて、日本の小中学校課程の寄宿舎学校をつくるべきではないか。それを外務省でやるか、文部省でやるか。外務省でやって、人のほうを文部省でやる、こういう話し合いをやるべきだと思ふのでありますが、やっておりますか。どうですか。今後どういたしますか、お聞かせいただきたい。

○高野政府委員 いまお話し申し上げましたとおり、現在アジア地域を主眼としてやっております。それを逐次各地方に及ぼしているわけでございます。ヨーロッパにおきましても、現在、ハン

ブルグとデュッセルドルフとで、これは講師を雇いまして、そこで教育しているということでございまして、ある程度人数がまとまると、逐次講師をふやし、ないしは文部省と話をしまして教官を派遣するということで、外国におきましては、主管は外務省で、文部省と協力してやる。国内におきましては文部省が主としてこれを行っております。それから、先ほどのお話のように、外国から帰って日本ですぐ学校へ入れるかという場合がございまして、これは小学校、中学校の場合には義務教育でございまして当然入れるわけでございます。まして、高等学校以上になりますと若干入学に困るということで、そのためには日本においである程度勉強しなければならぬということで、御指摘の子弟寮というものを新年度の予算に組みまして、調査費ということで、子供の国内における教育についても文部省とも協議をいたしまして考えておる次第でございます。

○田原委員 実例を申し上げますと、たとえば西ドイツのデュッセルドルフに三百人くらい日本人の商社員がおります。日本語学校でやっておりますけれども、私立です。先生も日本の文部省ないしは日本の地方庁から派遣されたものではない。何年おりましたも昇給というものがなく、それから日本に帰ってもその職業につけるといふことがないわけです。ほんの間に合わせに日本語を教えておこうかという程度です。そうでなくて、もっと組織的に小中学校と関連があるように、国内へ帰ったらいつでも適当な学年に進学できるようにすべきじゃないかと思ふのですが、とにかくそういう努力が足りないかと思うのですけれども、これに対しては文部省はどういう意見でありますか。

○蒲生政府委員 お答えいたします。文部省といたしましては、外務省で計画を立てております。海外のこうした教育機関につきましては、特に先生のおっしゃいます教官の点が一番問題がございまして、先ほど官房長からもお話がありました。が、特に最近東南アジア方面のそうした在外子弟の教育のための機関につきましては、現在のところ

五カ国に対しては、身分は文部教官で、外務事務官を兼任いたしている人を派遣いたしております。四十一年度におきましては、さらに三カ国の増加を考えておりますが、逐次外務省のほうでそうした機関がつけられましたならば、文部省といたしましては、教官のあつせん派遣について御協力申し上げる、かように考えております。

○田原委員 文部省のほうにも一つお尋ねいたしますが、海外出生二世の内地留学の場合、向こうで生まれたものですから向こうの人間なんですね。ところが国立大学等に入るについては、たとえばアメリカ人が日本に来て試験を受ける場合と差があるわけです。アメリカ人が来ると、国立大学でもワケ外になっておるのです。ところが二世は試験を受けなければならぬでしょう。そういう弊害があることは、父兄にとっては非常に耐えがたいことで、向こうで高等学校まで終わった者、あるいは大学の低学年を終わった者は日本の適当な大学に入れて、日本そのものを知らせたいと思つておるのに、入学の上における便宜が一つもない。逆にフルブライト法その他でアメリカの留学には非常に便があるのです。日本から行く場合には、海外から来るのには、特に中南米から来るのに対してはまことに不便なのですが、これをもう少し打開する方法はないでしょうか。それと、地方の国立大学に定員の割くられは海外の二世をワケ外に入れてやる、そして実力があつたら卒業させていけばいいのです。何かそういうような積極的な便宜がほしいというのが海外日本人一般の空気なのです。これを文部省で何とか扱ってもらえる方法はないのかということですが、

○蒲生政府委員 私費の場合は、二世であらうと、純然たる外国人でありまして、別に区別はいたしていません。ただ特に先生のお尋ねの点は、日系人には何か特別なワケを設定してはどうかというふうな御趣旨かと思ひますが、これは御趣旨は私も十分了解できます。しかしこれを特に国立大学へ入学させますためには、大学等の

受け入れの関係もございまして、今後関係機関と協議いたしまして積極的に検討いたしたい、かように考えます。

○田原委員 実例を申しますと、九州大学に私費でブラジルから入学志望者が来たのです。ところがそれは入れないのです。ところがアメリカ人はワック外で正規の学生で入る。そんなばかなことではないというので、これは憤慨して帰ってしまいました。こういうような例があるので、海外生まれの二世に対しては地方の国立大学で定員の割くには特別入学を認めるようにすべきだと思ふのです。語学なんか見ると劣ります、日本語を書いたり何かするのは。顔が日本人であるからというたて、気持ちも国籍も向こうの人なのですから。ただ日本に留学させて、日本のいいところを知らせて帰そうという父兄の熱願を単なる一律一体の試験の制度で拒絶することはよくないと思う。だから、もっと積極的に大胆に、たとえば全国全部の国立大学ではいかにしても、ある特定地の国立大学に対してはブラジルからの学生は入れてやる、あるところはアルゼンチンの学生を入れてやる、あるところは北米の二世を入れてやるという試みをやるべき時期が来ているのじゃないかと思ふのですが、もう少し積極性を持ってやってみてほしいと思ふのですが、いかがでしょう。

○蒲生政府委員 受け入れ大学の意向等もよく聞きまして、そしていまおっしゃいました九州大学の実例なども検討いたしまして、積極的な研究を進めたい、かように考えております。

○田原委員 次は金融に移ります。先ほど申しましたように学校、病院、金融と、三つがそろわないと移住地というものは完全でないのですが、金融面がはなはだしく高利であったり、金融機関がなかったりして不便を感じておられるのです。これは大臣にお尋ねしたいことでありますが、ブラジルには五千万ドルくらいのこげつき債権があるのです。アルゼンチンにも三千万ドルくらいのこげつき債権があるのです。そういうふうですから、こ

れをいま日本国内で取り立てようとしても、外国為替法その他の関係があつて、また向こうの財力の関係もあつて、なかなか返せないのです。だからそれはむしろ現地の通貨で受け取つて、そして在留邦人の農業、工業、中小企業等のための事業的素地にしようか。たまたま東京銀行も各地に行つております。ブラジルでは富士銀行系統のものもあるし、住友銀行も行つておられるし、三菱系統の銀行もできておられる。だからそういうところに預託して、商業ベースによる融資をするとか、あるいは不動産融資をするとかいうふうにするべいいのじゃないか。ブラジル側にとつても、米ドルにして六千万ドル日本に送金するということがよりか、自分の国のクルゼーロで自分の国の国内にある銀行に預けて日本人の定着者が使うのならいいんじゃないかと思ふのです。こういう交渉を、あなたが外務大臣である間に大蔵省その他と交渉して、せつかくのこげつき債権を有効に動かす方法はないかと思ふのですが、ひとつやってみたらいかでしよう。

○椎名国務大臣 私五千万ドルなり三千万ドルの資金のこげつきがあるということはわかつておりますけれども、内容等よく調べてみまして、これは所管が大蔵省ですから、大蔵省の意見も聞いてみたいと思ふいます。

○田原委員 大蔵省の意見を聞くことはいいいです。しかしこちらで確たる方針を立てて大蔵省に勧告して協力さすようにしてもらいたいと思ふいます。時間の関係でその程度にしておきましょう。

次は病院の点であります。これは外務省にまづ伺いたいのですが、北米、中南米各国その他の外国では、日本人の医者、歯科医師、薬剤師等の者で、日本の免状でもって直ちに開業できるといふところが何カ国あります。ほとんど封鎖鎖で、向こうの試験を受けなければ開業できぬようになつておられるところが相当多いと思ふますが、日本の免状だけでできるところがありますか。

○廣田政府委員 実は何カ国あるか存じておりません。ただ大部分の国が先方の医師資格試験とい

うようなものを受けなければならぬというように了解しております。

○田原委員 そこで問題は二つあると思ふのです。一つは、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦双務協定というふうなものを外交的方法において結んではどうか。たとえば同数開業主義ですね。かりにブラジルの医者と間に、ブラジルから日本に十人開業するならば日本も十人できる。これは外交的方法でできるのじゃないかと思ふのです。が、そういうことを少し努力してもらつて、御承知のようにパラグアイだけが日バ移住協定で、日本の医者が日本の免状を持った医者は主として日本の移民を診察するものはいふことになつてゐるのです。しかしブラジルもアルゼンチンもポリビアもそういふことですね。それじゃ日本人の入つてゐる僻村に向かうの国人の医者がおるか、なかなかいい医者がおりません。おりましてそことばがわからぬために、同じ痛いと言つても針を刺すように痛いかどうかということの説明がでないのです。それは行つてゐる移住者には全くの生命の問題なのです。そこで問題の第一は、双務協定でも結んで日本人の移住者のおるところに、向かうの国々の医者が主として見られるように、向かうの開業試験を特認をさしていくというふうな努力をすべきじゃないか。これは私の議論ですが、そういう方向にいけるかどうか、ひとつお尋ねしたい。

○廣田政府委員 ただいまのお話は、ブラジルのお医者さんが日本に来る、あるいは日本のお医者さんが向こうに行くというお話かと思ふのです。が、そういうことはまだ交渉したことはございせんが、ブラジルのほうで日本に来るといふ希望者があるかどうか、それからこちらからの問題も、先ほど申し上げましたように向こうの医師資格のあれを受けなければならぬので、ことばの問題等もありまして、早急に実現するかどうか、研究してみたいと思ふいます。

なお、移住者の入つておられますところにつきましては、まだまだ今後ともそういう医療施設を増

加しなければならぬと思つておりますけれども、現在、たとえばブラジルにおきましては、ベレンに診療所があるとか、あるいはパラグアイにおきましてもアルトパラナと、こうありますが、そういうところにはいふゆる事業団の移住地の中で日本から医者を派遣いたしまして、開業とともにことばの上でもかゆいところに手が届くように徐々にやっております。もちろんまだ完全ではございせんが、そういう点は現在増加に努力しております。

○田原委員 ブラジルのベレンで開業してゐるのは日本人ではありませんが、向こうの試験を受けた近藤先生というのがやつておられるのです。わずかにパラグアイだけが日本から行ける。私が言うのは、パラグアイのように、各国、アルゼンチンやポリビアやメキシコ、コロンビアと協定を結ぶ意思はないか、この点について厚生省医務局はどうでしようか。日本と諸外国との対等相互開業協定というものを結ぶことはどうか。実際にポリビアから日本に来て開業する人はいないので、日本からのほうが多いのですから……。

○若松政府委員 お話のように、現在のところ日本の国内において医療開業を行なうためには、日本の医師免許を受けた者、諸外国においてもそれぞれその国の医師免許を受けた者が医療を行なうことになつております。したがつて、それぞれ

の国の医師の交流というものは事実上ほとんど世界的に禁止されているのが実情でございます。これらのものを例外的に扱うとすれば、ただいま先生のお話のありましたように、外交上の条約なり協定なりによつて特例を開き、それで国内法に修正を加えていくほかはないと思つております。したがつて、そのようなことをそれぞれの国内の調整をはかつた上で協定をするかしないかという問題が先行する問題であらうと思ふいます。

○田原委員 それは厚生、外務両省に希望しておきます。

次は、しからば向こうで医者を養成する方法はないか。私はこれはやり方によつてはあつてと思

ます。御承知のように、今度のこの事業団法改正で、従来旅費として貸し付けた金が五十数億円で、これをやがて取り立てることになっておりますが、なかなか実問題として日本にいる場合のようなわけにいかぬと思うのです。取り立てできぬ場合に差し押さえてもできるか。それからアマゾンのように、東京からシンガポールまでかなりの距離のところをよちよち集金に行けるか。行けないと思います。したがって、これは五十数億の金を南米各国で受け取った場合に、それは諸君から移住者のために使うのだ、さしあたり一番足りない病院のために使おう、病院のために医者が要するから医者の教育機関に使おう、たとえば、アマゾンの下流に日本の官公立大学医学部の共同経営の医科大学をつくる。もちろん修業年限七年はたいへんですから、最初の三年間くらいは日本でやって、教養課程をやったものを向こうへ四年間くらいやる。そうすると向こうの法律にも適するわけなのです。そして向こうの医科大学を卒業し、向こうの医科試験を通ったものを開業させる。したがって、この五十億円の海外移住民に役に立つ使い方は、金融が学校建設か、あるいは病院かと思うのですけれども、金融については焦げつき資金の問題のほうが額が大きいからそっちに譲るといたしまして、とりあえず事業団としてこれからの集金する金の使い方として、いま厚生省の医務局長の言うように、なかなか開業試験がむづかしいとすれば、むしろ医学部をどこかにつくって、そこに百人なら百人の日本の学生を収容して、一生懸命ブラジルのことを勉強させる。そして卒業後向こうの国の試験に通るようにさせるべきじゃないか。これは私の一案ですけれども、何か五十数億の資金の活用を外務省としてもお考えになっておるか、お聞かせ願いたい。

○廣田政府委員 ただいま御指摘のとおり、すでに貸してございます五十数億につきましては、その使途については、ただいま御指摘のように、これをさらに現地の移住者の福利厚生のために使う予定にしております。したがって、具体的な

にはただいま仰せになったような病院であるとかあるいは教育施設であるとか、こういうものにしたいと思っておりますので、具体的につきましてはさらに研究したいと思っております。

○田原委員 次は海外移住事業団に二問質問いたします。

第一は、新移住国の発見交渉につとむべきじゃないか。たとえばすでに日本人の行っておりましてところのコンゴビアあるいはエクアドル、ペネズエラ、ウルグアイあるいはニカラグア、こういうところは、農業計画移民は別といたしまして、技術者の移住は相当の余地があるし、また先住移住者の家族の呼び寄せもできると思っています。しかしにそういふところには事業団の出張所とか駐在員というのはいません。私はサンパウロに大勢の駐在員がおりるのは無駄だと思ふ。サンパウロは民間にまかしてよろしい。むしろこれは南米各地の新しいところに移住させて、一人でも二人でも新移住者をあつせん。外交機関もありまじけれども、出先の定員が少ないとかということ、なかなか移住の問題まで手が伸びないようでありまして、これはやっぱり事業団から駐在員を派遣してやるべきじゃないかと思ふ。予算の範囲で、国内で俸給を五号俸上げたりして喜ぶのではなくて、海外に駐在員を出してやる考えはないか。ドミニカその他南米各国別に、いま名前をあげました範囲のところをやつてもらいたいと思ふます。

○廣田政府委員 御趣旨はよく承知いたします。現にコンゴビアとかエクアドルとか、そういうところから日本人の移住技術者を入れてくれという要望のあることも聞いておるのでありますが、今日までは計画移住として入っておりますんで、単に呼び寄せで入っております人が三々五々あるということでございます。ただいまのお話のような趣旨でもって駐在員を駐在させるか、いろいろ方法があると思ひますが、この点につきましては今後の問題といたしまして外務省の意見も伺つて検討したいと思ひます。

○田原委員 官房長や移住局長にあわせてお尋ねしますが、たとえばカナダでは最近技術移住者を非常に歓迎するといつております。それから北米も移住法を改正して移住者を入れる段階が来ていると思ふのです。あるいはメキシコは表面的には移住者はいれないことになっておりますが、特殊技能者を入れるような方法があるわけですが、ですから先ほどあげましたコンゴビア、エクアドル、ペネズエラ、ウルグアイ、ニカラグア、ドミニカのほかに、カナダ、北米、メキシコ等にも、外務省でだれか担任者を置く手もありまじやうが、そうでなくて、事業団として、ことばのできる者を置かせる手もあると思う。以上のような問題についてどういふふうにお考えになっておりますか。

○廣田政府委員 カナダにつきましては、先生御案内のとおり、いわゆる計画移住はございませんので、こちらでスクリーンいたしました向こうに行きまして、それぞれ職がござる。いわゆるカナダ側の受け入れ体制というものが非常によくできております。したがって、もちろん大使館、総領事館で向こうの移民当局と連絡をとつておりますので、特に事業団が行かなくても、現在東京に向こうの移民官も来ておりますし、近く事務所も開かれるようでございます。希望によればそういう方法でいくと思ひます。それから、アメリカのほうの今度の新しい移住法の改正によりまして、いわゆる国籍が無差別になりましたが、これはいわゆる向こうにすでにおる者の呼び寄せでございます。南米につきましては、先ほど理事長からお答えいたしましたのとおり、今後研究していきたいと思ひます。

○田原委員 カナダも、行つてみますと、なるほど東京に駐在員がおつていろいろ調べてくれますけれども、トロントならトロントに入つた者が、事情によつてバンクーバーに行きたいとか、そういうのがあるのです。したがって、これはやはり技術移住者のアフターケアを担当官がおつてやる必要がある。予算との関係もありますから、すぐにできぬとは思ひますが、やはり移住問題を扱うならば、技術移住者として海外事業団で一、二名置いて、大使館の仕事も補完させたいと思ふのです。これは私の意見ですが、どうでしよう。

○廣田政府委員 先ほど申しましたように、カナダ側のそういう各地方の組織は非常によくできておりまして、あるところに就職してまた他のところに行きたいといふのも、その事務所に参りますればその表がちゃんとできておりまして、どこにあらあいておるといふようなことがござりますので、向こうのいわゆる移民事務所といふんです、そこに当人が出頭していろいろ自分の希望を述べれば、あいたところならば行ける、こういうような仕組みになっておりますので、ただいま御指摘の、事業団のいわゆる支部なり何なりを置く必要はないのじゃないか、現在私はこう考えております。

○田原委員 事業団に対する第二の質問は、これが最後でもありますが、国内での募集の方法として既存の民間団体を活用する手はどうであらうか。確かに事業団が全国に組織を持ち、また全拓連も組織を持っておりますけれども、それではやはりくつを隔ててかくような、もうちょっと足らない点があるのです。それであればこそ移住者がだんだん減つてくるのです。したがって、ここに既存する移民関係の民間団体では日本カトリック移住協議会あるいはプロテスタントでは日本銀行会といふものがありますし、最近設立を計画されておるの、海外技術移住者協議会のごときものも設立が考えられてゐる。それは何といつても事業団は役所ですから、もうちょっとといふところで足らぬといふような場合がある。たとえば土曜、日午後二時に行つてもだれもおらん。土曜、日曜、仕事の合間にいろいろ聞きたいのです。そこをだれが行つて勧めてくるというふうなことですね。こういう方法からすると、既存の宗教

団体や、正式にいろいろな民間団体を、下請と言ふことばはおかしいけれども、外郭といふか連絡といふか、もう少し民間団体を奮起させて、気持ちよくやらせるような手はないか。必ずしも補助金とかそういうことではなくて、協力体制をつくれぬか。これは理事長及び移住局長、両方から答えてもらいたい。

○廣岡参考人 私のはうの事業団の出先機関として各都道府県に地方事務所を持つておるのでありますが、何ぶんこれは予算の面におきまして、人数の上から申ししても、きわめて不十分であります。したがって、こういう啓蒙あるいは宣伝、相談というような問題につきましては、どういふ私どものところだけでできないことはもうわかり切ったことでございます。したがって、中央におきましては関係各機関、各省等と十分な連絡をとりつつ、また地方におきましては、たゞいまお話のありましたカトリック移住協議会あるいは銀行会その他の協力機関と常に密接に連絡をいたしまして、あるいは県、市町村あげて一体となつてこの移住の振興について御協力願いたいということが私どもの希望でもございますし、方針でもございます。まだまだ不十分な点があると思われ

ますが、どうしてもこういうものは実際の活動に待つことがきわめて大きいのでありますから、今後御意見のとおりさらに一そう強化、連絡を密にいたしまして、振興につとめてまいりたい、こう考えております。

○廣田政府委員 私の考えも全然同じでございます。何と申しましても全国的に広がつておるものでございますし、事業団も各府県に地方事務所がございまして、本人数でございまして、先生が御指摘のような諸団体に大いに御協力を願つてやっていかなければならない、こう考えております。

○田原委員 以上で私の質問は終わりますが、かつて戦前には年間に二万五千人も中南米だけでも移住者が出た時期もあった。ですから、それが外務省に移住局ができ、それから事業団ができたの

に、だんだん行き手が少なくなった。先ほど来いろいろ各省の話を聞いても、言いわけはあります、国内の事業が盛んであるとか、いろいろ言つておりますけれども、結局どこかに欠陥があると思ふのです。だから、この欠陥を克服するのに、反省すべきところは反省する、それから聞くべきところは聞く、こうやって、来年は少なくとも三千人くらい出す、再来年は四千人出す。一面人口はふえる。先ほどの最初の話で人口問題の解決じゃないと言ひましたけれども、人口問題の解決にもなつてちつとも差しかえないことですから、そういう意味においては気がねなく、量ともに質も、両方ともよい者を出す、こういうようにいたしまして、一人でも多く出すように希望いたします。

なお、今度の事業団法一部改正の後にくる回収資金の用途については、いづれ自民党のほうとも相談して、附帯決議なり何なりする用意があります。

以上、私の意見を申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○高瀬委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

外務委員会議録第二号中正誤

一 段行	誤	正
二 一 三	おなた	あなた
三 三 五	核散防止	核拡散防止
四 三 五	I P U	I P U
五 四 六	という	という
六 二 六	あります	あります
七 二 三	現は	現に
八 三 五	とるいう	とるいう
九 二 三	きめること	きめること
一〇 三 三	あつてまず	あつて、まず
一一 三 三	委託	委託

同第三号中正誤

一 段行	誤	正
二 三 三	核散防止	核拡散防止
三 一 七	内政不干渉	内政干渉
四 二 四	核散	拡散
五 一 末	けてもい、ま	けても、いま

昭和四十一年三月二十四日印刷

昭和四十一年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局